

昭和三十七年九月二十七日招集

第三回市議會定例會々議錄



昭和三七年度館山市議会第三回定例会々議録(第一号)

昭和三十七年九月招集

一九月二十七日(木曜日)

一現在議員三三名でその氏名次の通り

一	番	山本	昇	二	番	石井	孝	
三	番	三沢	節	四	番	小林	寅之助	
五	番	江田	徳太郎	六	番	鈴木	彦太郎	
九	番	吉田	勇治郎	一	番	佐野	信	
一	二番	嶋	貫壮作	一	三番	安	沢徳順	
一	四番	法木	嗣郎	一	五番	嶋	田繁	
一	六番	遠山	ヨネ子	一	七番	志	村信作	
一	八番	安	西政治	一	九番	田	中志蔵	
二	番	北山	茂雄	二	一	番	後	藤ゆき
二	二番	田	中禄郎	二	三番	吉	田辰雄	

二四番 飯田義男 二五番 脇田順一

二六番 岩崎靜敬 二七番 鈴木市藏

二八番 加藤良太郎 二九番 萩生田七郎

三〇番 長谷川光江 三一番 田村喜久工

三二番 鈴木 孝 三三番 山口幸三

三四番 松本藤太郎 三五番 馬川佐太郎

三六番 山口 康

一 議事日程 (第一号)

報告第一〇号 昭和三七年七月例月検査報告

報告第一二号 昭和三七年八月臨時出納検査報告

報告第一三号 昭和三七年九月例月検査報告

報告第一四号 監査報告(一)(二)(三)畜場、大葬場

消毒所、保育所、市営住宅

第二 陳情書 (神戸小學校)

第三 通告貸向

第四 議案第四一號

館山市公営住宅建設工事請負契約

の締結について

第五 議案第四二號

富崎小学校校講堂及び給食室改築工事請負契約の締結について

第六 議案第四三號

館山高等学校用地の購入について  
消防団消防自動車用シャシーの購入に

ついて

第八 議案第四五號

消防団消防自動車用ポンプ購入について  
消防団消防自動車用シャシー購入について

第十 議案第四七號

消防団消防自動車用ポンプ購入について  
寄附の収納について

第十一 議案第四八號

議案第四九號  
消毒所を廃止するについて

第十二 議案第五〇號

隔離病舎を廃止するについて

第十三 議案第五一号 千葉県旧市町村職員恩給組合資産

管理組合の設立について

第十四 議案第五二号 国有財産の払下申請について

第十五 議案第五三号 館山市国民健康保険条例の一部を

改正する条例の判定について

第十六 議案第五四号 館山市市税条例の一部を改正する

条例の判定について

第十七 議案第五五号 館山市消毒手数料条例の判定

について

第十八 議案第五六号 昭和三十七年度館山市支支出追加更正

予算

第十九 議案第五七号 昭和三十七年度館山市特別会計

国民健康保険支入支出追加予算

第二十 議案第五八号 資金前渡をなすことのできる経費に

ついで

議案第五九号

清掃用トラスクの購入について

議案第六マ号

清掃用ダンプトラスクの購入について

第二二議案第六一号

忠霊塔工事請負契約の締結について

第二三議案第六二号

会計機の購入について

第二四議案第六三号

宛名印刷機の購入について

第二五議案第六四号

乗用自動車購入について

一、法第百二十一条による出席説明員

市

長

田村利男

助

役

小出武男

収

入役

完戸貴

総務課長

山口実

秘書課長代理

小倉澄男

税務第二課長

多田俊一

商工水産課長 羽山房雄

福祉事務所長 長谷川広治

厚生課長 伊藤幸太郎

保険課長 神作啓次郎

農産統計課長 吉田耕一

市民課長 利田正男

建設課長 新井重助

選管書記長 大嶋重義

消防署長 安藤憲吉

税務第一課長 高木哲三

企画室長 谷貝茂生

教 育 長 工藤和平

庶務課長 鶴沢貫寛

監査委員 川上 榮

一本議会の事務局長書記及び取員

事務局長

高梨清一

書記

太田博雄

同

兵藤恭一

取員

錦織睦子

一出席議員 三二名

一欠席議員 一名

午前 十時 開会



・議長(山本昇君) 本日の出席議員数三十名。

こゝより第三回市議会定例会を開会いたします。

本定例会の議案説明のため田村市長、小出助役  
完戸収入役、新井課長、利田課長、吉田課長、神保  
課長、高木課長、伊藤課長、長谷川所長、山口課長  
多田課長、羽山課長、大嶋書記長、谷貝室長、小  
倉主事、工藤教育長、鶴沢課長、安藤署長、川上  
監査委員、以上の出席を求めまして、ついで市報告い  
たします。

この際市報告申し上げます。

こゝにびの三宅島雄山の噴火に伴い河島、乳児、  
老人、学童等一七〇〇余人が九月一日午後突然本市に  
避難するということになり、ついで本市はあげま  
の疎開を援助したうであります。当議会といた

一はあまりに急なことであり、まうたので、議長と後藤文教民生委員長とともに館山枝橋に出迎え歓迎した。まうた。なお五日に議員団幹事と相討かりまうた。当市内に疎開中の一七〇〇余名に対まうた。慰問をいたすべく相討いたまうた。結果、キャラメル二個づつを贈呈し、市慰問申し上げまうたので、市報告いたまうた。

次に県下十八市、議員団野球親善試合は、来月二日、三日の両日佐原市に於いて開催されますが、当館山市も例年通り、参加と決し、第一試合は強剛成田市チムと対戦することとなり、松本主持以下全チームは、此の中、数日前より猛練習を開始し、必勝を期し、まうた。おりますので、市声援うほどを、願し、報告をいたまうた。

会議録署名員の決定を行います。

本定例会の会議録署名員に五番議員江田徳太郎君、一六番議員田中忠藏君、以上<sup>柳</sup>君を指名いたします。こゝに<sup>中</sup>異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(山本昇君) 中異議なしと認めます。よつて決定いた  
し――た。

会期の決定を行います。

本定例会の会期につきましては議会議事協会の  
意見は本日より明後九月二十九日までの三日間という  
こととあります。

おはかりいたします。会期を三日と定めますことに  
中異議ございませんか

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(山本昇君)市議事録と認めます。ふつて会

期は三日と決定いたしました。

本日の議事は右手元配付の日程表に通り行います。  
日程第一報告第一号乃至第一三号を上程いたします。

(書記朗読)

報告第一号 昭和三十七年七月例月検査報告。

報告第二号 昭和三十七年八月例月検査報告。

報告第三号 昭和三十七年九月例月検査報告。

報告第一三号 監査報告について(と畜場、大葬場、消毒

所、保育所、市営住宅)

(監査委員川上栄君登壇)

監査委員(川上栄君)報告第一号去る七月一三日実施の

たしきりた例月検査の結果を市報告申上げます。  
詳細につきましては、お手元に配付いたります。報

告書の通りであります。が、さう大要を申し上げますと六月中の市税の収入は六百九十一万六千円であり、さうして収入累計額四千八百五万五千円となり、さうして納期到来分に対しては、収入歩合は六三・八％であります。前年同期と比較しますと、一・一％上昇してあります。

市税の収入未済額一億一千六百三十八万二千円であり、さうして、納期未到来分が九千五百十四万九千円と、納期前納付額が三百八十一万六千円あります。正味の滞納額は二千五百四十四万八千円となります。このうちには、前年度の繰越一分が千三百三十一万四千円含まれてあります。

六月中の市税収入は、六千六百七十七万二千円であり、さうして、さうなもつともうは、地方交付税の二千八百三十

六万三千円と前年度繰越越し分三十九万一千円  
その他三百九十四万八千円等であります。

支出面を申し上げますと六月中の支出額は三千  
六百六十五万一千円、そのおもむきは市立館山高  
校の用地買収費六百万円、隔離病舎組合分担金が  
四百万円、衛生処理場電話架設工事費が七十五万三千  
円等であります。

支出の累計額は八千九十一万四千円となりま  
す。予算額の一・四%を支出しております。

特別会計につきましては省略させていただきます。

報告第一号去る八月一三日実施いたしまして臨時  
出納検査の結果の大要を申し上げます。

市税の七月中の収入は千五百三十三万九千円、収入累  
計額六千三百三十八万六千円、納期到来分に対し

ます収入歩合は六一・三%で前年同期に比較いた  
ますと七%上昇してあります。

市税の収入未済額一億五百八十一万七千円、納期末  
到来分が七千四十二万五千円、納期未納付額二百  
八十四万を引きますと正味の滞納額は三千八百  
二十三万二千円とあります。

税外収入は八百五十二万円であります。そのおもなも  
のは競輪収入が四百万、平和塔建設資金百万円等  
であります。

支出面を申し上げますと二千八百五十一万一千円であり  
まして支出の累計額は一億千四十二万五千円、  
予算額が二二・一%とあります。

特別会計につきましては省略させていただきます。

報告第一二号九月一三日実施いたしまして例月検査

の結果の概要を申上げます。

八月中の市税の収入は二十二万五千円、そのおもなものは、市民税の五百三十二万五千円、固定資産税は千十五万四千円、たばこ消費税は二百八十九万七千円、電気がス税は九十九万二千円、その他七十五万七千円、収入累計額は八千三百四十一万四千円となり、納期到来分に対しては、収入歩合は、七四・三%となり、前年同期と比較すると、二・二%低下しております。

市税の収入未済額は、九千七百七万円、納期未到来分は六千六百八万五千円、納期未納付額二百八十五万四千円となり、正味の滞納額は二千七百八十三万九千円、このうちには、前年度の繰越滞納分が千二百九十二万二千円含まれております。

税外収入は七百八十三万六千円ありまゝと、そのおもなものは競輪収入の三百万円等でありまゝです。

支出面は四千六百六十二万三千円ありまゝと、そのおもなものは衛生処理場工事費一千万円、公債元金償還金三百九万、市営住宅建設用地買収費、二百四十一万七千円、土木用ダンプ・カーの購入費百五十万円、商工祭委託費四十万円、隔離病舎組合負担金四十万とその他となつております。

支出の累計額は一億五千二百四万八千円で、予算の三・五%を支出してあります。

特別会計につきまゝでは省略するにいたします。

報告第一三号は八月一七日及び九月一・二・三日の三日間にわたりますと、畜場消毒所、大葬場、市営住宅、保育園等の監査の大要を中報告申上げます。

と畜場の三六年度の殺数は四七二九頭であります。前年度に比較しますと、二四・九%増加しております。次に非消毒所につきまして申し上げますと、三六年度の消毒件数は三一件であります。前年度に比較いたしますと、三二・一%減少しております。

火葬場について申し上げますと、三六年度の火葬取扱件数は三七六件であります。前年度に比較いたしますと、一四・六%増加しております。次に三六年度の葬具の貸付件数は一〇二件、前年に比較いたしますと、一三・三%増加しております。

市営住宅について申し上げますと、総戸数六三戸であります。三六年度の家賃の滞納額は二戸あり、ましてその滞納額は一万八千四百円で延一六カ月の滞納となっております。

保育園について申し上げますと保育料を徴収して  
場合に違々の市金庫に払い込むべきものを数  
日間保管してあるものがありました。

以上をもちまして監査報告を終ります。

議長(山本昇君)以上で報告第一号乃至第一三号に  
つらき一々説明は終りました。

字質疑はございせんか。——なければ了承願  
います。

続いて日程第二陳情書を上程いたします。

(書記朗読)

議長(山本昇君)二四番議員君登壇の上説明願  
います。

(二四番議員飯田義男君登壇)

二四番(飯田義男君)本陳情書に対する紹介議員

と一々皆々まことに一言お願ひ申上げます。

陳情の内容についてはい、只今朗読いたしまして通りでございます。皆さんも既に承知と思ひますが、神戸小学校の施設は合併当時から現在までほとんど新築乃至改築をいたしておられません。当時私が引き継ぐときに相当手入れを加えたのでありますけれども、それはいたゞも震災以来三九年、その当ても既に古い材料で建てた校舎でございます。ほとんど腐朽す前にあるわけでございます。ちなみにバールで土台等をまいて見ますと、「とうふにくぎ」といったような有様の場所もあるのであります。非常に危険な校舎になつております。最近教育長さんに伺いましたところ、神戸の教室全部が既に危険

校舎になつてゐる。市長さんもう既に神戸は建て  
なければならぬ時期にきてゐる。こういうことを  
おっしゃつていただきます。だが、私達は今まで何とか  
がまんできるものはがまんして参らうといふことで  
現在までがまんして参つてあります。けれども  
いろいろな個所がだんだん腐つていく。このまゝでは  
危険になつてきたので何とかこの際、新築をして  
いただきたい。こういうふうにお願ひをするわけがござ  
います。教育予算の均等なる配分といふことが教  
育委員会でも言われてあります。が、神戸の小学校  
に対しては今まで新築をして予算というものは一  
つもないわけがござります。で、この際皆さんう絶大  
なるの理解をお願ひしたいと思います。簡単では  
ございませぬが、紹介議員として一言お願ひ申し

上げたゝいと思ひます。

三三番(山本幸三君) 只今の陳情書の内容をみても紹介議員の説明を聞いてもかなり急を要するようない問題であると思ひます。よつてなるべく陳情書を採扱してゆり期待にさうふうに取りけることを希望してまいります。

議長(山本昇君) おわかりいたります。本陳情書を採扱の上市長の方に送付することにゆり異議ございませぬか。

(「異議ナシ」と呼ぶ者あり)

議長(山本昇君) ゆり異議ナシと認めます。よつて本陳情書は満場一致採扱さしめられた。暫時休憩いたります。

午前一〇時四五分 休憩

午前一一時二五分 再南

議長(山本昇君) 休憩前に引き続き会議を南めます。  
この際市長の本定例会議案に関する説明を求めます。

(市長 田村利男君登壇)

市長(田村利男君) 本日ここに昭和三七年九月定例会議を招集いたしました。当面する諸案件の審査を願います。本定例会は、本案内の通り私の第二期任期中にござります。最終の定例会と定めるわけでございます。かえりみますと過去八年間の協議員各位には終始よく申渡したばかりで、全員一致の協力のもとに常

に積極的な予算支援を賜われりまうた点に對し  
して厚くお礼を申し上げる次第でございます。

今回提案いたしまうた各種議案はいづれも本  
年度当初に於いて確定していたもの、或いは計画は  
あつたが財源の見通しに判然としなかつたため  
時期待ちとつたものがあります。

工事の契約三件、自動車等の購入六件、土地の購入  
関係二件、普造物の廃止二件、追加予算二件、そ  
う  
他三件合計十一案件となつております。

議案にまつまうた概要を申しあげます。

今回は議案第四一号からありまうたまづ、市営  
住宅建設工事の請負工事の締結についてもうで  
ありまうたものは第二種住宅ニヤルノ建設を指  
名競争にふりまうた渡辺建設株式会社と契約し

ようというものであります。

次が富崎小学校講堂及び給食室改築工事の請負契約であります。こゝは腐朽した講堂及び給食室を取りこわして若干広げて改築するものであります。こゝを指名競争入札にしております。石井工務店と契約しようとするものであります。

次が館山高等学校の用地買収の問題であります。今回は約二反歩現在買収土地の状況は配付してある議案の通りであります。

消防団の消防自動車購入であります。一つは柏崎、一つは長瀬賀地区のもので地元分団と慎重審議により決定したものであります。

次は寄付の収納についてであります。こゝは北条の島原治氏から十万円を民生金庫の資金にとい

うことで寄付の申し込みを受けましたので、民生金庫資金として利用したいというものであります。次は消毒所の廃止、隔離病舎の廃止、両儀寮ともに三芳村との組合を伝染病棟の完成によりまして不要と見る関係からこれを廃止しようとするものであります。

次に県下の市町村及び一部事務組合の二六六団体で結成されたあります。取負恩給組合は地方公務員共済組合法の施行によりまして共済組合制度は統一することになります。恩給組合の財源は残されることになりまして、たうでその管理組合を設けずるといふものであります。

次は布良海岸のユース・ホステル用地とその附近のハコ坪につきまして観光上の観点からこの際国に

対し、払下げ申請をしようというものであります。

次に国民健康保険条例の一部改正であります。

これは葬祭費の引上げと育児手当金の支出をするため、改正であります。

次は市税条例の一部改正でありますが、これは地方税法の改正に伴う事務手続き上の改正であります。次に消毒手数料条例を新たに制定する件であります。これは消毒施設が伝染病棟に移りますと、あとは市民からの要請による家屋などの消毒だけを取り扱うことになりました。その手続きを取扱いついて新たに条例を依りまして従来の消毒手続きの条例を廃止するというものであります。次に一般会計の追加更正予算であります。追加更正額は二千百七十二万三千三百円であります。

ま—今回追加の予算累計は五億千五百六十  
三万五千四百二十円とおります。

追加の主なものを申し上げますと事務機械類の  
購入費約四百万円、乗用車約百十五万円、船形漁  
港等港湾改良工事負担金三百十九万円、那古  
地区市道改良工事費九十万円、道路用砂利代  
八十万円、義務教育教材費約六百万円、高等学  
校取員給料改定による額約八十五万円、船舶保  
育園増築費百万円、保育所の関係の法律改正に伴  
う追加額二百万、平和塔建設費五十二万円、隔  
離病舎組合費負担金五十万円、農業構造改善  
事業その他農業関係費約三百二十八万円、市内  
商店街の街路灯建設に対する補助金百三十五  
万円、参議院議員選挙費に対する国の委託金

確定によります追加及び知事選挙費等の追加額約二十八万円、固定資産調査費約六十四万円等でありまして、そのほか、県の支出金、寄付金、その他特定財源が約六百十九万円となり、すなわち一般財源充当額は約千五百四十万とあり、まゝに市民税の千十八万円とたばこ消費税五百三十五万八千円をもつてこれに充てる予定となつております。

次は国保会計の追加予算であります。二十六万七千円の追加であります。財源は金額前年から繰越金をもつて充てることになつております。

次に資金前渡の取扱ひがでさるる様に議決していただくこと。経費として国が発行する印紙類の購入費として条例改正による国保の育児手当金をお願いしようとするものでござります。

次に清掃用のトラックを三台購入しようというものが  
ありまして清掃の万金を期したいわけござ  
います。一台はダンプカー二台は普通トラックと  
計三台清掃トラックを購入する考えであります。  
次が平和塔の塔石工事の清負契約についてであ  
ります。遺族会の幹部の意向も十分考慮いた  
しまして石材の選定、設計等慎重に取り運ぶ  
うというものであります。この塔の名称につ  
いてはその後遺族会から熱烈な希望もありま  
す。検討の結果忠霊塔と改めるようにいた  
した。所要の変更手続きを取るようにな  
りました。以上議案に決しまして極め  
て簡単に申上げました。以上が、な  
お一般会計追加予算が、決賛同

が得ら小ま—たならば更に三案件ほど議案の追加をお願—いたく存トマおるわけでございます。

各議案につきま—まは、更にその上程の都度関係課長から詳細に説明申—上げさせますので、ひととぞ慎重や審議の上、や賛成下さるようにな願—申—上げま—まや挨拶といたします。

先般の三宅島の疎南者に対—ま当市の活動状況についてや報告いた—ます。

全市をあげて暖かい救助活動が行われたいであります。市といた—まも全取員を動員、これに参加いた—。九月十四日無事帰島させることができま—た。この機会に市民皆々まの非常なや協カに対—ま—ま心から感謝申—上げる次第であります。つま—まは、巻向種々該解

を招きまゝに義援金問題につきまゝ一言片断  
明申し上げたかと思ひます。

三宅島学童疎南に対する義援金うち篤志者の  
もろく疎南の日から届けらるゝた。その総額は三四  
口十八万五千九百八十一円でありまゝた。学童疎南後  
現金的に非常に困るといふ話をあちこちから聞きこ  
へたのでお寺元に既付の資料をように適宜分割し、  
都の対策本部の據藏所に届けまゝた。一般募金  
は遅れまゝ四日の日に文書を発行いたしまゝた  
六日になりまゝ最初の特込みが那古寺地区の千八  
百円ほか二部落ばかりでありまゝた。八日頃から届  
けられる件数も増加いたしまゝた。一四日一応打切り  
まゝだが、二〇日に一部落が届けらるゝ合計一四一  
部落で三十五万七千六十八円となつたわけでございます。

これを資料のよう三回に分けて送付完了いたしました。

次に市長名の義援金十万円についてであります。前にも述べましたように学童たちは現金に困っているというのでありまして、とりあえず六日正午までに市の福祉事務所が集まっております。うち資料の第一回棟に丸印を付してある寄付者から市外拠出者から十万円を六日お届けたものであります。このときいろいろの金種別にかつかりましたので福祉事務所が一万円札と交換し、お出しのさきでもどうかということでも袋に入れた。館山市長田村利男と書かれたものを届けたいので、このとき時間的にも急いであります。したがって、簿を張ることもないままに答で寄付金の中う

第一回分であるという事を申しつてお渡しした。次等であります。が、発表する取員と受け取った取員と異動による違いがあるために答で伝えたもうが伝わらなかつたもうであります。名簿を一諸に提出しなかつたことは、事務的の手落ちであります。夫一々依為的のもうであります。なお名簿は爾後う分と一緒に送付した。一諸一般募金につきましても一般募金である旨を伝えて届けまうたうでゆる承載したいと思ひます。

最後に当市といた。ま一三宅島疎南者に対する救助に要した事務的費用につきましても五万八千七百円。本日追加上程した。ま一にうがよろしくお願ひ申し上げる次第でございます。

以上一般議案並びに三宅島疎南者に対する活動

状況について簡単に申し上げた次第でございます。

議長(山本昇君) 日程第三通告質問を行います。

二五番議員 脇田順一書登壇願います。

(二五番議員 脇田順一君 登壇)

二五番(脇田順一君) 私付里見城の建設計画について、質問いたします。

この問題は去る三月の予算市会に松本議員から通告質問がありました。確かに作るといふお答えだったと思う。しかしその後計画も打ければ最近に於いては、市長はあちこちで城山の問題は困ったものだと言わねばなるようなうわさを聞いております。おそろくは今日の市長の腹の中は想像するところほとんど作る意志はないと私は推察するであります。

大塚田村市長が観光に熱心だとおっしゃられるが  
 実例を見ますというのと観光の施設の申し込みの  
 受入れを忠実にやっただけだからもうが大半であり  
 まーるただこの里見城の天主閣の問題だけは市  
 長きめめ々意欲的であつてすばらしいものを張ら  
 なければだめだ。いゝ如減な小さなものでは人の  
 意表にでることができなない。富津の観音様以上の  
 ものを張つてさうさう都人種の目を止め観光客  
 の誘致に一役かつてくれるのだというのであつたこ  
 とを私ははっきりと記憶してゐる。当時私た  
 ちはここに城を張るといふことに対してはささか  
 このどえらい計画に対しては私は私にちのような農  
 村出身の議員は難色をホーたうであります。  
 今日のお雨漏り校舎の教室も解消されず、いふ

いろ、根本的な問題がまだ山積していろいろにかか  
わらず、こうして計画を持つというこゝつに  
反対の意見を述べたもつの一入であります。  
一か、更にまた考え見ますというとき、  
観光は極めてこゝまた重大なことでありま  
す。市長が一つの問題を極めて意欲的にや  
つたのけるというこゝつは、市長の人柄にもか  
にも似つかぬこと、面白く問題だと思ひ  
かえり、こゝに賛意を表して下さるのであり  
ます。

里見 城複元積立金条例を当時判定して既に二百  
五十万現にあるはずだ。ところがその後におきま  
す。すばらしい問題がや承知するように起つて  
た。それは、京成南発が館山市に進出するに

つらまーに一億の天守閣を依つて釧路市に寄  
 付するということとを約束したという話であり  
 ました。このことを市長は京成開発の社長と  
 ーばーば会見して紳士協約を結んだといつて  
 おりますのであります。我々も喜んだ。ところが  
 がその後国有地の借入れの問題なども伴わずいつ  
 かその話は立ち消えになつてしまつた。私は  
 あのときより市長さんのすばらしい意気込みと  
 社長とーびだびだ会見して契約を結ばれたので  
 あるからどつちが不信行為であるか。京成が約  
 束を破つたというのなら市長は断固として京成  
 に対して不信行為をなせろが望まーかつたと思ふ。  
 ところが市長自身も途中でもつてさっぱり追求し  
 たという話も聞かない。会社側はうめさになつてすい

市長が不熱心で土地やいろいろの問題に協カーないからできないのだ。館山市の方に責任をなすりつけようという態度である。市長またつい最近までは天主閣は—ようがないのだ。二百五十万を基礎に—々小さな天主閣でもないものを張ろうというすこぶる竜頭蛇尾な話になつてきたおる。最近に於いては、そのことすらも市長に実行の意思がないのではないかと思つて、節があるのだ。あります。かつ、四年前に観光開発に—役かつて出るうだと豪語された市長の政治的責任をこの際問いたいと思つて。市長の任期もあつたところ、二ヶ月かそこら。この公約を果さずして市長は去るうであるか。我々市民を騙着して次に張ろうとするのか。市長はやる意志

がたいとするならば、この際市民の前にかくか  
 くの京成南発にも追求したうだけれども、うちが  
 あかぬ、京成南発はとうとう約束を破った。さうし  
 て私たちをだましたのだ。こゝろやつまたびなび  
 追求したうが、こゝろやつたうめけだといふ真相の発表が  
 望ましいと思ふ。それから市報は積立金条例  
 を作るころには、京成南発の一億の寄付といふこ  
 とはなかつたのであるから、当初において自力である  
 といふ意思で始められたと思ふ。さうだとす  
 れば、京成南発がたとへてどうであらうとも、これを免成  
 するといふ考えを市長は捨てるべきでない。こゝろ  
 市民の問はすめがれた問題が、一リつぼみになり  
 しまひには、やらなひで過ぎるといふふうのさうり  
 ような不信の態度は、私は市長のためによくない。

遺憾だと思ふ。私は観光審議会委員の一人であり  
ますが、この京成南発が一億の天守閣を張うて  
さうして寄付する。しかも無条件で寄付するといつ  
たさうな話を市長が観光審議会に公表したと  
きに私も委員の一人としてそこにおつた。私はそ  
うときさういふことを覚えておる。むずかしい  
条件がつかひつけばまことに結構な話だ。やそ  
もらつたらいいといふことをいふた。さうとき「俺に  
まかせろ」といふ言葉だった。はつきり覚えてお  
る。利漁会社だから何かここにゐるのではなにか  
一億の金を館山市に寄付するといふことは考  
えられない。といふふうなささやきがありました  
ところだ。市長はさういふた。我々貧乏人は百円の  
金をだすのに裏付けの条件がどうさうといふわけだ

も京成南発は一日二億のもうけがある。一億位の  
 の金は半日分のもうけだ。金貸入の心をもつて  
 大会社の心をほかるとは、間違へであるという  
 ことを覚えておる。それまでになつた天主街の内  
 題がいつ立ち消えになつてしまつたか。会社側  
 のいう市長が不熱心であるとするならば、それが理由で  
 あるというならば市長さんは不熱心でないという理由を  
 かくかくの努力を一切くせども話はないか、かうよく行  
 かないということを率直に申し述べ、市民の誤解  
 を解くべきであると思つております。田村才  
 二期市政の末期に臨んでほつきりと私たちは、困  
 るまい。さうして今後にも対処したいと思ひ  
 ます。果して然るや、か張らないのか、張るならどの程  
 度の規模でいつ張るや、これは任期もあつすところ

少一かありせんからすくぶるこの言明を南へて  
もはつきりいを姿でけありせんか、次期市長にも  
あつてもらいたいと思う。以上市長の責任ある  
答弁を拝聴したいと思うもうであります。

議長(山本昇君)二五番議員の質問に対する市長の  
答弁は午後の会議まで保留いたしまして休憩  
いたします。

午前 十一時五五分 休憩

午後 一時〇七分 再開

議長(山本昇君)午後出席議員数三十九名。

休憩前に引続き会議を南めます。

二五番議員に対する市長の答弁を求めます。

(市長 田村利男君 登壇)

市長(田村利男君) 協田議員の里見城の問題について答弁申し上げます。

私八年前に市長に就任いたしましてから、何とか館山を發展させる方法をいろいろ考えたわけでございますが、その中でとりわけ観光に重点を置きたいといふことは、一は一は皆まんう前で申し上げた通りでございます。一は一は皆まんう前では、どうも外資を導入しなげれば市の金だけでは大きなものは建設できないといふふうなわけが一番初めにやりまして、ところが昭和三三年八月一日に完成いたしました南房総国定公園の発令でございますが、こゝに至りますには、約二年間いろいろな人に折衝し、県にも折衝し、国にも折衝いたしまして、当時千葉県

から出た十五人の代議士全部を市招待申し上げまーす。南房総国定公園をきめてもらいたいということをお願いしーたことを記憶しーております。かようにあらゆる努力をほらいまーす。まづ南房総国定公園というものを三三三年にもつマされたわけでございます。

それから、ユース・ホステルとか鳩山荘、最近は何民休暇村とかいらんなものも県会議員さん、また地元の代議士の力になんぶーまーす。うやく決定しーたわけでございます。海員学校

にいたしーまーすも本当にもう一歩で新潟県に取られそうだったものを代議士さんの力にふっくちらにもつマきいたたいなというふうなことがあるわけでございます。まーすこういうものを

いろいろ考えまして何とかして全部合わせると十億以上の金が外資でもって、倉山市にこうげい込んでくるような情勢を何とかして、かち得ようとして成功したわけでございます。

そういうように私は、倉山市自体の税金から、まかひうところの予算が大きな仕事にござるものではないという観点から、今里見の城の河原についで申し上げますが、こゝは昭和三年度の予算が百万円積み立てまっております。その後三年にわたって五十万ずつ積み立ててありまして、現在二百七十四万円、里見城についての積み立てが二百万あります。あそこは里見城

があったなしにかかわらず、我々の夢である里見城というふうなものを建設したいという

ことを申し上げました。当時、市長は高津にある観音様より大きなものを建てるというた。と、おっしゃいました。が、三二、三年ごろはおそらくとらもどきまひひかっただと思えます。私はずういふ暴言をひいた気持はさらにないわけでありませいずかに、いまも立派なものを張りたつけれども、先ほどユース・ホステルやその他、問題についていって、いま、たが、館山市の税金だけではきまるものでないけれども、市もやるから、市民の皆さんも協力してもらいたいといひ、いま、たるところ、館山市の観光協会の方が強かに、協力下さいませ、と募金を始めたというわけでございます。

話がちやうど三四年ごろになりますと、私京成の川崎社長と社長室で長谷川鹿之助氏と会ふもとで、館

山市で城を依ることには甚だ困難であるから、城を  
 寄附してもらいたいということをはつきり申し上げま  
 ー氏とこうさう席上、京城の社長は、白旗ホテル、  
 洲崎のホテルの計画、またゴルフ場の完成と  
 いうものができたならば我々の方も東京から  
 バスで何十台となくお客をつれてくるのでから  
 そのお客の足ばり場として私も頼む方として  
 必要を感じるのでむー市は地所を提供して  
 もらいたい。あの地所は県立公園とかむづかしい  
 肉題になつてあります。あらゆる努力をして市  
 はさういうものを取りつけ、京城に提供するよう  
 に努力します。

一階は会社の方に貸してもらいたい。二階は郷土出  
 土品とかいろいろ歴史的なものを陳列するがよろしい

し、三階は展望台に使うがよろしい。そういう条件  
ならば、市会でも文句ないだろうから早くやっても  
らいたい。というふうなことで京成と約束したわ  
けでございます。その後、設備投資の抑制とい  
う大きな経済界の圧力のもとに日本どこでも困っ  
ておるといふ現状にありますので京成とでも同じ  
境に巻き込まれまいとおる。そういう状態であり  
ますので京成は今直ちに白波、洲崎ゴルフ場、  
三つのものがござらない現在、館山市にだけ三階  
の城を張るといふことは、想像することですが、  
無理ではないかと私巧からめつありまいた。  
この四月、長谷川鹿之助氏に京成に催促して、  
くれませんか。といふところ、長谷川さんは、  
「さうだよ、早く建つさせよう」といふことを催促するこ

とを約束いたしてまいりました。さ小につまじましては、その後返事は申さませんが、さういうふうな決り方に対しては、意欲は今もつま減退してゐるわけでは  
ありません。詰がちつと変になりましては、京成が建つまくれるならば俺たちの募金はひとまず中止しようじゃないかといふことで中絶状態になつておきます。館山市といつても二百七十  
四万円の積み立てはしてありますが、市自体で建てるにするならば平和塔の向題ではありませんが同額以上の税金でない金を充てる。さういふものが望ましいと考へておきます。市自体で建てるといふことは、ばらくおまじまして京成さん待ちといふことと現在の状態でありませう。さ小と去る三月の市会におまじまして何かしら城でないも

のを二百七十四万円、金を使つて旅つたらどうかと  
いう発言もありました。たのぐ大きな城はできないに  
しても、城には随つたものを建たないという意は思は  
現在もつておるわけがございまして、こつ九月選挙  
前の市会にはどうかと思われまして、どなたがおや  
りになつても何らかの形でなければならぬとい  
う考えはもつておりますが、大きな里見城の  
建設につきましては、今更二千五百万円というの  
ものでは、かえつて笑われるのでないかといふこと  
で、できれば財界の復活と京成さんの中誠意の  
にまつて最初う予定を完成して貰いたいといふ  
ことを希望してあります。当時中間に入りま  
した長谷川さんにも更に中協力を願ひする。  
かようなつもりであります。以上経過を中報

告申上げまゝの説明にかえます。

二五番(脇田順一君) 只今市長の説明によりますと  
 現在天守閣ができていないのは、設備投資の抑制によ  
 りとこのころの会社の重要な理由をとかれており  
 ますけれども私はさしよりも市長の熱意の問題  
 だと思ふ。真に市長が観光開発に熱心である  
 ならば今年四月ですか、社長に会つて水田氏を  
 介して督促する位ならさういふのんびりといふ  
 態度では熱意が疑われると思ふ。さしから  
 当初に於いての京成の約束は一階とか二階とか  
 いう約束はあつたけれども白浜開発、洲崎の開  
 発同時開発だといふ条件はでなかつたのであります  
 奥に珍らしい無条件のやり取りだと私たちが  
 市長の話を聞き、さしを了解してゐるあります

市長さんの方がいろいろむこうの熱意を受け入れるのにルーズであつたから、もともと利潤会社であるが故にさうした条件がだんだん出まされた。いろいろ土地の問題を解決するとかさういつたことにもっと市当局が熱心であり、一はしげ京成に通いつめ、おるならば設備投資の抑制に合ひないうちに京成は、張つまいたはずであります。私はやはり市長の熱意がえーいからさうしたはずつゆいた状況になり、かつ、また設備投資の抑制にもひつかかるような事態にならうかたうであらう。さらにさうしたのんびりした状態がいくならば田村市長さんの前は、おそろくできなうと思つて、もう一期、おやりになつてもできなうと思つて、結局、市長の熱意、そのことがさう問題の解決

のやぎでありまゝ。今後もうサー、サーとも約  
束してのこととは、履行するといふ政治的良心が市長  
さんには望まざらうと思つたのでありまゝ。それだけ申  
し上げるところ肉題を終ります。

。議長(山本昇君) 日程第四議案第四一号を上  
程いたします。

(書記朗読)

議案第四一号 館山市公営住宅建設工事請負契

約の締結について

。建設課長(新井重助君) 議案第四一号について、中説  
明申し上げます。

例年建設いたしてあります。市営住宅でござります  
が、今年は大賀地先に二六〇〇坪あまりの地所  
を物色いたして、その土地は、市の市会が予算

を議決していただきたまうので購入が済みました。  
それに伴いまして今年はその土地に二種住宅で  
ございまして、昨年までは九坪でございまして  
が、今年の九坪五合、それを二〇戸建設する  
見込みでございまして。

今月の十二日に渡辺建設株式会社、石井工務  
店、宇山工業株式会社、大千葉建設株式会社  
田辺工務店、富士土建株式会社、高橋工務店、美  
工務店、山崎工務店、新井建設株式会社、計  
工務店、館山工業株式会社、この十二社を指名  
いたしまして、入札いたしまして結果、八百十八万  
円をもちまして渡辺建設株式会社が落札いた  
しまして、こののでこの会社を契約いたしまして建  
設しようというものでございまして。

議長(山本昇君)おけかりいたします。議案第四一  
号討論省略原案通り可決いたします。ゆゑ  
議ごごいませんか。

(「異議ナシ」と呼ぶ者あり)

議長(山本昇君)ゆゑ異議ナシと認めます。よつて本  
案は原案通り可決さしたる。

日程第五議案第四二号を上程いたします。

(書記朗読)

議案第四二号 富崎小学校講堂及び給食室改築  
工事請負契約の締結について。

庶務課長(鶴沢貫寛君)議案第四二号についてゆゑ  
明申し上げます。

この工事は市内業者一五名を指名いたしました。  
一七九月十七日現場説明。二一日入札の結果。

四百四十四万円が石井工務店と契約したいという  
ものでございませう。

今回増築いたします坪数は図面にございませう通  
り講堂の坪数が九一・五坪、給食堂二二坪、渡  
廊下三一坪七合五勺、合計一四五・二五坪でござい  
ます。取りこめー教室が九二坪でございませう。  
一八番(安西政治君)工事の契約締結については異議  
はないのですが、とかくお役所である工事というものは  
期限が非常にずばらになつてゐる傾向があること  
は、お存じだらうと思つております。こういうことは  
工事請負について期限をどうもきめておられる  
か、それが履行できるか、できないときは、どう  
いう措置を取るのか、なお民間の会社などに  
ありまーまは、期限がうきうきいたり、非常に

工事がうまくいっただとくに報償を出すというふうな  
ことまでやっく期限う厳守を非常に督促して  
なるのでございませす。期限が延びることは我々市  
民が損することでもございませすので、さういっただ期限  
問題についてのや回答をお願ひしたいと思います。  
建設課長(新井重助君)お答え申し上げませす。

市営住宅にかかわらず一般の請負について申し  
上げますと一ハマ日なら一ハマ日明記いたします。  
本年の市営住宅につまよ一マは、来年の三月の九  
日頃が期限だと思つております。さきに、よりま  
一マ全部の工事を完了いた一ま一マ、会計検査  
院の検査に間に合うようにと、いうことで昨年か  
ら嚴重に期間の督促を行なつております。  
なお資材の入手さう他に、よりま一マ非常に手遅れ

の理由を出して、延期の措置を講じますが、その理由が薄弱の場合には一日につきまゝの請負金額の千分の一を徴収する。こういうことになつておりますので契約につきまゝは、嚴重に督促するつもりでございます。昨年よりさういう方向に向つてやっております。今後同じようにやつていきたいと思ひます。

・庶務課長(鶴沢貫寛君)学校建築におきましても従前はや指標のような点がありまゝだが、今後は今十分、さういふ点に注意いたしましてや趣旨に添いたいと思ひます。

・一八番(安西政治君)当局が認めらるゝようにならな面があつた。今後は十分に監督して載せたいということ要望して了解いたします。

一七番(志村信作君)この図面には取りこわしの方には五坪という物置がございしますが、新築の方には物置がないうですが、物置は何をもつてかえることになり  
ますか。

庶務課長(鶴沢貫寛君)この物置は、今度新築い  
たります講堂の敷地の中に入りますので、  
ございします。

一七番(志村信作君)そうすると講堂の一部を物置  
に使うのですか。

庶務課長(鶴沢貫寛君)取りこわさうというのはさう  
いう給食関係のものを入れるものであります。さ  
うしたものを入れる物置がございします。

議長(山本昇君)おわかりいたします。議案第四二号  
討論省略原案通り可決いたしますことに決ま  
ります。

ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(山本昇君) 市異議なしと認めます。よつて本案は原案通り可決せしめられた。

日程第六議案第四三号を上程いたします。

(書記胡苑)

議案第四三号 館山高等学校用地の購入について。

庶務課長(鶴沢貫寛君) 館山高等学校用地の購入に  
ごいしますが、この回面をや覧願います。斜線を  
引いてありますものが交渉が残つておりまうたので  
すが、その後仮契約ができましたので、今回議決  
をお願ひいたします。

一七番(志村信依君) 田を二畝一九歩、市で借りるという  
のはこの回面にありますか。

・庶務課長(鶴沢貫覚君) これは、圖面の一番下に一四五九の、一四五九のというのがございしますが、その左側に白紙でかこんでございします。それがさうでございします。国有地でございします。これは、すぐ国から買収するということができません。国の方に借用申請を出すことになるかとあります。

・三五番(黒川佐太郎君) 一四四四、一四二二というのはいくう関係ですか。

・庶務課長(鶴沢貫覚君) この土地はまだ現在交渉中が仮契約ができた状態に交渉を続けられています。

・三五番(黒川佐太郎君) 見通しは、どうですか。

・庶務課長(鶴沢貫覚君) 適当な代替地があれば、二にずるといふことでございします。それを今みつけられるわけ

でございします。

議長(山本昇君)おわかりいたします。議案第四三号  
討論者略原案通り可決いたしますこと、以て異議  
ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(山本昇君)や異議なしと認めます。よつて本  
案は、原案通り可決されました。

議事日程についておわかりいたします。

日程第七、第八議案第四四号、四五号を一括して上程  
いたしたいと思います。これにや異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(山本昇君)や異議なしと認めます。よつて一括  
して議題といたします。

(書記朗読)

議案第四四号 消防団消防自動車用シャシーの購入について

議案第四五号 消防団消防自動車用ポンプ購入について  
・総務課長(山口実君)議案第四四号並びに四五号について  
の説明申上げます。

自動車は車体の部分とポンプの部分、二つう部分  
がございまゝ二つの部分の業者の契約によつ  
て成るわけがございまゝ一に購入先が違つ  
た係上、議案を二つに分けました。消防団十三分  
団は柏崎分団がございまゝ、このポンプ購入につ  
きましては、去る九月一五日業者の千葉いすゞ千葉  
日産、千葉トヨタを呼びまゝ地元分団、地元の後援  
会、市当局、本部消防署長を集めまゝポンプ  
の機能について説明を聞き、最後に地元分団の要  
望を入れまゝマシヤシーをいすゞ一九六三年式に決  
定いたしました。価格はここに示す通りでございます。

次にポンプでございますが、ポンプは日本造機、日本機械、石原ポンプ三社を呼びまゝ、こちらからホータ設計に基いて入れの結果、最低価格の日本造機と契約を結ぶことになりました。

議長(山本昇君)おはかりいたします。議案第四四号及び第四五号討論者略原案通り決定いたしますことに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(山本昇君)御異議なしと認めます。よつて本案は原案通り可決さ小まりました。

続いて議事日程についておはかりいたします。

日程第九、第十議案第四六号、四七号を一括して上程いたしたいと思ひます。こゝに御異議ありませんか  
(「異議なし」と呼ぶ者あり)

・議長(山本昇君)や異議なしと認めます。よつて一括して議題といたします。

(書記朗読)

議案第四六号 消防団消防自動車用シャシー購入に

ついで

議案第四七号 消防団消防自動車用ポンプ購入につ

いて

・総務課長(山口実君)議案第四六号について申し上げます。ポンプの購入については四四号議案の方法を採用して、地元の分団の要望を入れました。第九分団は長須賀分団でございす。価格の点でございすすが、四四号議案より馬力の少ない日産の一五馬力を要望いたしました。次にシャシーも柏崎分団と同様の方法でもって競争入れをいたしまして

最近価格を採用したわけですが、柏崎の消防と価格の相違する点でございしますが、九分団の価格の少ない理由はポンプ車に可搬を積む装置のないこととは、はーごが木のほうにかわつた。そういう関係で九分団の方が安くつたおりにあります。

。三二番(鈴木孝君)ちよつと伺いたいですが、こゝにつまきまーく起債とか、補助というものは、一年に二台というのには無理ではないかと思ひます。

。総務課長(山口実君)起債関係でございしますが、二台分起債で要望したものでございしますが、たまに補助の関係につきまーく、五十三万國庫補助がついたわけではございします。國庫補助がつきますと、一六二百万のうち、五十万つきまますから、二百万という起債の限度

額がたくなるわけでございます。起債より国庫補助の方が優先しますので国庫補助を採用いたしまして、消防車については起債はございません。

・三三番(鈴木孝君)只今の説明でよくわかりました。起債は借りる金補助はもらう金ですから、結構だと思えます。もう一つお伺いしたいのはポンプ車で価格の相違三万あるように書いてありますが、三万では非常に少ないように思われますが、可搬ポンプはこちらにあるわけですね。それでなければあまり少ないように思われます。

・総務課長(山口実君)可搬ポンプはこちらでもっております。  
・議長(山本昇君)おかけありがとうございました。議案第四六号及び四七号討論省略原案通り可決いたしますことに御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

議長(山本昇君)中異議なしと認めます。

よって本案は原案通り可決されました。  
暫時休憩いたします。

午後 一時 五五分 休憩

午後 二時 二〇分 再開

議長(山本昇君)休憩前に引き続きの会議を開きます。

日程第一議案第四八号を上程いたします。

(書記朗読)

議案第四八号 寄付の収納について

福祉事務所長(長谷川広治君) 島依治氏より九月一

日に満七一ギになるその記念として十万円を寄  
付いたいから社会福祉事業資金として納めて  
貰いたいという申し出がありましてので、これを  
受け入れまして民生金庫の資金として利用したい  
ころいうように考えまして提出したものでござい  
ます。議長(山本昇君)おはかりいたします。議案第四八号  
原案通り可決いたしますことに決まっております  
せんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(山本昇君)此異議なしと認めます。よって本  
案は原案通り可決さしなす。

日程第一二議案第四九号及び五〇号を上程いた  
します。

(書記朗読)

議案第四九号 消毒所を廃止するについて

議案第五〇号 隔離病舎を廃止するについて

厚生課長(伊藤幸太郎君)四九号につままり、や説明申  
上げます。この消毒所は現在警察署の裏に  
ございます消毒所でございます。ここにも書いて  
ございますように建物そのものが非常に老朽化  
いたしまして近々改築等の処置を講ずる段階  
にたつたわけでございます。たまたま組合之  
による隔離病舎が新設されまして付属施設と  
して消毒施設もございます。この際、市営の  
消毒所を廃止いたしましてその中の機械等は組  
合に移譲いたしまして組合の隔離病舎の付属  
の消毒室にこれを移しまして活用したいという  
わけでございます。なおその後におまゝも一

般の方々の希望に沿って従来通り消毒は続け  
ける参るということでご不便をかけるまいというこ  
とを条件にーまーく、さういたいたいというわけが  
ございませう。

次の五十号でございませうが、三芳村と共同によりま  
す隔離病舎がでまじりまじりたうで当然不要になり  
ましたところう旧館山の隔離病舎とひま富崎の  
隔離病舎の二病舎をこう際廃止いたしましませう  
普通財産に編入いたしたというごごいませう  
うございませう願ういたします。

。一六番(遠山ヨネ子君)廃止いたあと普通財産に編入  
するということごごいませうが、編入後、まをどう  
いうふうになさるのか、現在考えまいることがあ  
ったらお聞きませうと思ひます。

・厚生課長(伊藤幸太郎君)廃止後の使用の方法がござい  
ますが、具体的には、現在まだ考えらなっておりません。いず  
れ普通財産に編入された後において関係課等の計  
画が打ち出されるわけがございまして、ただ今のところ  
ろ、具体的の計画はございしません。

・一六番(遠山ヨネ子君)ただ私の心配するのは、管理が不十  
分になると問題が起る市と一々困ることの方がよく、今ま  
で、別にありますので、すけれども、その辺を注意して管理  
して戴きたいと思ひます。

・議長(山本昇君)おわかりいたします。議案第四九号  
及び第五〇号討論者略原案通り可決いたします。  
ことに、伊藤議事ございせんか。

(「伊藤議事」と呼ぶ者あり)

・議長(山本昇君)伊藤議事と認めます。よって本議

案は原案通り可決せられました。

続いて日程第一三議案第五一号を上程いたします。

(書記朗読)

議案第五一号 千葉県旧市町村職員組合資産

管理組合の設立について。

・秘書課長代理(小倉澄男君)議案第五一号について中絶

明申し上げます。これは法律第一五二号昭和三七年

九月八日公布の地方公務員共済制度という新し

法律ができたために生じたこととございしますが、ただ

今まで地方公務員が市町村共済組合と恩給組

合と二本立になつておりまして、そのほかこのたび一

本に強判加入になりまして、さかによります。現在

まで我々が入っております恩給組合の資産を管理

するため一部事務組合を設立するに当りまして

自治法の規定によりまゝ加入する市町村の議会の議決を必要といたしますので皆さんの御承認をお願いいたします次第であります。

議長(山本昇君)おはかりいたします。議案第五一号原案通り可決いたします。御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(山本昇君)御異議なしと認めます。よって本案は原案通り可決されました。

日程第一四議案第五二号を上程いたします。

(書記朗読)

議案第五二号 国有財産の松下げ申請について

福祉事務所長(長谷川広治君)御説明申し上げます。略図が印刷済みありますが、斜線を引きましたところがおそらく今回松下げ申請を受けたいところ

でございます。 県立の館山ユース・ホステルを布

良の海岸の国有地を借りまゝ建設をいたわけ  
でございますが、最近国の方針も大口の方も松  
下げをする。 とうとう考えかたにかわつて参りまゝ  
また現在の地価の関係、とうとうものから総合的に  
勘案をしまゝこの際松下げを受けの方が適当と  
認め、国有財産の松下げ申請を提出いたさない。か  
ように考え、本議案を提出いたもうでございます。  
坪数は七九九七坪、四合三寸以内ということになつて  
おりますが、この松下げ坪数につきまゝは、国の方  
で調査の上数量を確定するということでございます。  
すので、以内というふうになつてございます。  
それから、価格は政府の指定の価格で松下げを受け  
たい。 かうに考えます。 なお本件に関し

まーま、地元の関係でございませうが、大方の了解は得  
まございませう。

・一ニ番(鳩貫社作君)ちよつとお伺いしたいと思ひますが、ユ  
ースホステルは、県の建物ですぬ。その地所を松下げ  
するのぞございませうか。

・福祉事務所長(長谷川広治君)建物は県までございませうが、敷  
地を提供するというように話し合ひまーた関係上、今  
回松下げを受けたいというものでございませう。

・一ニ番(鳩貫社作君)地代でもいただくということにな  
るのぞございませうか。

・福祉事務所長(長谷川広治君)敷地はあくまでも市の所有  
ということに考えまーま、県には現在るところ寄付  
のいたつたひい考え方でございませう。地代はいただ  
くません。

・一二番(鳩貫社作君)県の建物、地所を払い下げ、市が地代をもらうのならば当然だと思ひますが、さうするとそこに県の建物が建つてゐる。その關係をどう処理する考へか、聞いておるのです。

・福祉事務所長(長谷川広治君) 地代をもらひたいが、無償で使用させたい。こう考へております。

・一二番(鳩貫社作君) 口じめからさういう契約になるのですか。

・福祉事務所長(長谷川広治君) さうふうに考へております。

・一二番(鳩貫社作君) さういうことならば、早過ぎるのではなひいか。わかたことには、お聞きしよう。

・三五番(黒川佐太郎君) ちよつとも尋ねたいんですが、こう土地の問題ですが、所長の説明では、地えう大方の了解を得たということですが、誰にどの程度に了解

を得たか。なぜ僕がそういうことを聞くかというところ  
で、冬期通のむいときにくえんどうを張った多々人は  
十萬からの収益をあげておる。それを取らぬ者皆  
不服をもつてゐる。それから、約ハハの坪になんか  
んとする地所がなくして、ユースホステルの意義は  
ないのか。なるべく早くして、さうして開放してやると  
か。そういうふうな気持ちがあるかないか。

。福祉事務所長（長谷川玄治君）開放の關係につきましても  
は、現在付帯工事を進行しておりますが、そういう  
ものが済んでほつきり余裕があれば地元の人たちの  
希望というものは、減きたいというふうな考えもあり  
ます。それから、了解の關係ですが、誘致する際  
にいろいろ区の方長さん、或いは漁業組合長さんと  
話し合ひまして将来お下げをしても差をつけてほしいと

いふふうには了解を得ております。

・三五番(黒川佐太郎君)今年当り不漁で非常に困つてお  
る。こゝろ冬などは、どうにもむらむらしい実情であります  
すのでユース・ホステルの土地は、最少限度にしまいた  
だうたいというのを申し上げておきます。

・議長(山本昇君)おはかりいたします。

議案第五二号討論者略原案通り可決いたします。  
ことにや異議ありませんか。

(「異議ナシ」と呼ぶ者あり)

・議長(山本昇君)や異議ナシと認めます。よつて  
本案は、原案通り決定さします。

日程第一五 議案第五三号を上程いたします。

(書記朗読)

議案第五三号

熊山市国民健康保険条例の一部を改正

する条例の制定について、

・保険課長(神依啓次郎君) 議案五三号について中説明  
申上げます。

第七条中、これは葬祭費の関係でございますが、  
当市に於いては、現在まで厚生省の指導要綱  
並びに県の指導方針にかかわらず、一件千円を  
支給してあります。これに、保険財政の現況を勘案  
して、一件二千円に増額する条例改正でございます。  
す。

第七条の二、これは育児手当の支給でございますが、  
厚生省の指導要綱に基きまして、被保険者が出生、  
育児した場合に於いて、六ヶ月間一ヶ月につき二百円、  
育児手当を支給するよう条例を改正しようという  
ものでございます。

それは支給する期間の終了、或いは経過後の問題でございます。

よは、一ヶ月に二百円ということをするに、なりきります。よは、一ヶ月に足りないときに被保険者が資格を喪失した場合には、それを一ヶ月として計算すると、いう計算方法でございます。よろしくお願いたします。

・三四番(松本藤太郎君)育児手当金ですが、これはずっと前からひけはいいけないものか、よろしく私考えまわったが、すが、今ここが突然出まきた。これは何かやるべきものか、或いは厚生省の指示要綱、そういうものか、よろしくなつたのか、どちらかではいいかと思はれますが、その点も伺いたします。

・保険課長(神作啓次郎君)厚生省としましては早く基準  
額まで支給しろということを指導していただく  
のであります。私たちも早くからせめて全国的  
な基準までにもつて行こうということを考えら  
おりましてたうですが、今回保険財政も幾分か見  
通しがついて参りましてたうで、同時に県の保険  
課としましてその基準までにもつてゆかぬ市はど  
きるだけすみやかにするようになつていう指導が  
針のもとに今回お願いしてたわけでございます。  
・三四番(松本藤太郎君)保険組合の財政の事情がや  
わなかつたというふうですが、今日では育  
児手当金月二百円というところで二月育つて  
死つてた場合に四百円、こういうふうなことが  
出まらるうですが、今さうでなく六月分を

支給するということか、最低になつておると思ふの  
ですが、その点ももう一ぺんお答え願ひたい。

・保険課長(神谷啓次郎君)大體この議案と一ヶ月は六ヶ月育児一と云ふことを基準に願ひておるわけでございます。

・三四番(松本藤太郎君)私の聞いておるのは、二ヶ月育児すれば二ヶ月分だということに解釈される。だけれども、うでひく六ヶ月分、千二百円を支給することか現在最低の保障ではないか。こういうふうには私に聞いておる。ですから、今もうやるべきものをやらなければならぬということも、保険組合のいろいろな事情でやれなかつた。と、いうことでも、保険からばこの条例を改正して、育児の期間にかかわらず出生し、一日でも息があつたならば六ヶ月の育児手当を支

給するということが、今の最低にたつておるようと思  
うのですが、その点を伺つておるのです。

困った入にやるとか、そういうことでなければ組合員な  
らもう資格がある。また支給しなればならない  
義務がある。事情が許すならば、六ヶ月というもの  
をやるときに将来するかどうか伺つておる。

・保険課長(神作啓次郎君)これは、育児手当の支給条  
件として六ヶ月ということをはつきりうたわけておる  
のでその準則に基いていたいたい。かように考え  
ております。

・三四番(松本藤太郎君)六ヶ月というのは支給する限度で  
すよ。私の言つておるうは限度以内でそういう事態が  
起つた場合のことをいつておる。今日では一日でも  
息があれば六ヶ月の育児手当を支給するというこ

とが厚生者でもさういう指導にきまらるから、さう  
いう方向に将来財政が許すならば行くべきでは  
ないか。さういうふうに向いてゐる。

・保険課長(神依啓次郎君)要するに一ヶ月に可なり  
なも例えは出産を一ヶ月もなくせらなつたというよ  
うな場合でもこれは月割計算として上げるこ  
とに可なりあります。

・三四番(松本藤太郎君)これは皆知つてゐる。一時用  
でも生きたらおれがいい。さうでなく六ヶ月という  
最低の限度なんだから、六ヶ月分をくひるやうに  
財政が許すならば引き上げを行くべきではないか  
。保険課長(神依啓次郎君)将来、さういうことをできる  
だけいたしていいと考へてあります。

・三四番(松本藤太郎君)さうしますとこれは一ヶ月生存し

ておれば、二百円、要するに一時間でもいい。二ヶ月以内  
であれば四百円。こういうふうな決め方をしたとい  
うのは、保険組合の財政事情から、こういう条例  
であるのだ。こういうふうな解釈をしようとい  
いですね。

・保険課長(神原啓次郎君)これは、厚生省の指導方針に  
こらへて一ヶ月ということがあるわけなんぞございま  
す。これに準じて条例を改正したというこ  
とでございます。

・市長(田村利男君)私、厚生省の条例をよく記憶してお  
りませんが、厚生省の指導方針としましては二ヶ月と  
十日で死んだ場合は三ヶ月分としまして計算して三  
ヶ月分だけを支給せよ。こういうふうな指導  
をいっているように私、解釈するのですが、将来、六ヶ

月千二百円出さるといふことかや小るかどうが研  
究して之を趣旨に浴いたいと思ひます。

・二番(鳩貫壮休君)厚生省の指導要綱を承わられた  
いふですが。

・議長(山本昇君)暫時休憩いたします。

午後 二時五二分 休憩

午後 三時四五分 再開

・議長(山本昇君)休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほどの質問に対し当局の答弁を求めます。

・保険課長(神作啓次郎君)第十条「被保険者が出産

した場合に於いて、その出産児を育つたとき、育

児手当金として出産の日から引き続き六月間、育

見期間一ヶ月に ついて二百円を支給する。但しその期間が一ヶ月に満たないときは、一ヶ月とする。このようにありますので、この準則に基いて本市も適用して参りたい。かように考えらるわけでございます。

○二番(鳩貫社作君)六ヶ月間を支給すると、但し、一ヶ月に満たない場合は、一ヶ月間を支給する。あと二ヶ月に満たらどうするか、やっぱり六ヶ月間を支給するのが建前のように思うのですが、君の解釈はどう。

○保険課長(神作啓次郎君)こゝは、六ヶ月間育った時に、ということでありますが、被保険者が或いは欠格を、一たとき、こゝが二ヶ月間、或いは三ヶ月うときは、こゝは月割り計算として支給することでございます。

○二番(鳩貫社作君)こゝが違うと思うのですが、月割りということでは、書いてない。ただ一ヶ月に満たない場合

にということは書いてあるけれども月割りということは書いてない。君は一ヶ月二百円の割で一ヶ月未済の場合に支給すると書いてあるから、あとは月割りでと推察してゐるかも知れませんけれども法律の趣旨はどうでないかと思ふ。どうぞしよう。あからなぬかぬげこの問題はあとにしよう。よく研究してから答えてくたえ。

議長(山本昇君)休憩いたします。

午後 三時五二分 休憩

午後 四時五分 再開

議長(山本昇君)休憩前に引き続き今議を閉じます。

おわかりいたします。

議案第五三号討論省略原案通り可決いたします  
ことに仰異議ございせんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(山本昇君)仰異議なしと認めます。よつて本  
案は原案通り可決されよう。

日程第一々議案第五四号を上程いたします。

(書記朗読)

議案第五四号 館山市市税条例の一部を改正する

条例の制定について

・税務第一課長(高木哲三君)議案第五四号についてや説明  
申し上げます。この改正は内容にかわりはありま  
せんが、字句を簡単にけつきりわかるように改正し  
たものであります。

三五条は所得の計算でございます。「所得税法第二

六条第一項もーくは、第二項の確定申告書、もしくは  
同法二七条第一項若ーくは「こういうふうになつた  
かりまーたのを「所得税にかかぬ申告書を提出し」  
といふふうになつたわけでございます。

三六条の三こはは所得税にかかぬ更正、または決定  
事項の申告義務でございます。こかもやはり長くな  
つたかりまーたのを「所得税にかかぬ修正申告書を  
提出した場合」といふふうになつたわけを短かくわ  
かりやすくしたわけでございます。

四三条もやはり同じでございます。

四八条、今まで利子税額といふことになつたかりま  
ーたが、国税通告法が出来るころには、利子税とい  
う言葉を使わずに延滞税といふふうになつたので  
条例の方も利子税を延滞税にかえまーた。以上

でございます。

・三四番(私本藤太郎君)手続を上うことのように承知しておるんですが、市民税が以前と違つて総所得を基礎に課税するといふ控除さへも課税さへるといふように変わつておるわけですね。そういう関係で申告漏れ、或いは、そういうことで、なかつたから、控除は、ないのだといふようなことも、出まると思ふんですが、今年三十七年度にあんなふうでやつたように、さへよりも、さつくなつたといふ面が、今度の条例で、出まらぬおるのですか。同じものなんですか。

・税務第一課長(高木哲三君)さへは別に今までとかわりません。

・二七番(鈴木市藏君)今う説明ではわかりません。だから、何条は、こういうものであつたといふふうにかめつたといふ

ことをもう一回説明してくねえせんか。

・税務第一課長(高木哲三君)三五条の一項でございますが、これは所得の計算でございます。所得割る課

税の基礎となるべき所得金額の把握は所得税の課税のための資料に基いて行うが原則となっております。さうさうの基準のなにもうは、市自体で調査して結果に基いて算出するというのがこの三五条でございます。結局、所得税法第二六条の第一項、これは確定申告、第二項源泉徴収、同法二七条の一項、修正確定申告、こゝらをもとめて所得税にかかめる申告書ということごまじめなりましたものでございます。

・議長(山本昇君)おわかりいたします。議案第五四号討論省略原案通り可決いたしますことに決

議でございますせんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(山本昇君)や異議なしと認めます。よつて本案は原案通り可決さしめよう。

続いて日程第一七議案第五五号を上程いたします。  
(書記胡鏡)

議案第五五号

館山市消毒手教科条制の制定につら

。厚生課長(伊藤幸太郎君)五五号につきまうや説明申

上げます。この条制を新たに設けることになりま

う理由といたしまう。今まで消毒所の使用料

条制があつたわけでございますが、先ほどの議件にも

お願いまう。消毒所の廃止に伴いまう。

当然、従来う使用料条制を廃止する段階になつた

わけでございます。まうながら従来う条制の中

には、衣服、寝具等の蒸気消毒、そのほか、家屋  
 船舶の消毒の条文がうたわれ、おるわけでございます  
 すので、新たに隔離病舎に新設されます消毒所  
 におきまゝは、家屋、船舶の消毒はいたしません  
 ので家屋、船舶につきまゝは、消毒のみを新た  
 に条例化しようというわけでございます。

条文につきまゝは、ここに書いてある通りござ  
 います。が、手数料の額でございますが、これは従来  
 の手数料条例と同額でございます。さういうわけ  
 でございます。また、新たに条例を設けますと  
 ともに従来の消毒所条例を廃止しようという  
 ものでございます。よろしく願ひいたします。  
 。二二番(田中祿郎君) ちよつと伺ひますが、旧消毒所条例  
 を廃止するということになつておりますが、船舶と家屋

だけの消毒の条例でございます。以前ありまして  
毛布一枚幾らとかいう条例は廃止するわけござい  
ございますが、ただでもって全部やることにするござ  
いますか。

・厚生課長(伊藤幸太郎君) 只今の市費向でございますが  
先ほど申し上げましたように、今度組合の隔離病  
舎付属の消毒室が万事やるわけでございます。

従いまして新たに組合の条例として手数料条例  
を制定するわけになります。従いまして今までの  
の鎌山市の消毒所で行っていました手数料と同額の  
もうぐやっつて参りたい。このように考えられています。

・議長(山本昇君) おけりいたします。議案第五五号  
討論者略原案通り可決いたしますことには仰る  
ございませぬか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

議長(山本昇君) 此異議なしと認めます。よろ

本案は原案通り可決せられた。

この際、議事日程についておはかりいたします。

日程第一八、一九議案第五六号、五七号を一括し

上程いたしたいと思います。これに於て異議ござい

ませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

議長(山本昇君) 此異議なしと認めます。よろ

一括して議題といたします。

(書記朗読)

議案第五六号 昭和三十七年度館山市歳入歳出追加更正

予算

議案第五七号 昭和三十七年度館山市特別会計国民健

康保險歳入歳出追加予算。

・総務課長(山口実君)議案第五六号について、仰説明申上げます。

歳出の方から説明いたします。

市役所費において今回五百二十九万追加をお願いいたします。需用費におきまして消耗品費といえしまし、まゝ二十八万。宛名カード等購入費と訂つておりますが、これは、来年度固定資産税の評価基準年度におきまして固定資産税の課税標準を計算する負担が相当かかりまして賦課の計算が従前通りの長い期間取れない現状にあるわけがございまして来年度宛名カード、こういった機械化によりまして事務を能率化しようとするものでございまして。宛名カードは市内の各世帯主の全員が

右前を印刷したカードでございます。これを利用いたしまして、徴税令書の印刷を更に迅速にしようというものでございます。次に通信運搬費の五千円は、市内の室の中に電話のない室があったのでございます。大会議室、二三会議室、それと税一、こういった室に三本電話を架設しようというものでございます。

次に備品費に、四百八十四万の追加、これは機械化に要する会計機でございます。次に電動封かん

機、これは令書を一枚々々たむ装置でございます。次の宛名印刷機でございますが、これは宛名カードを使用いたしまして、各令書に宛名を印刷する機械でございます。それから、その下が宛名カードを入ける箱でございます。二箱分の費用でございます。

次に乗用車購入費、百十五万五千円でございますが、  
現在市で使っておりません。三台のうち一台のマーキ  
ユリーが既に使用不能になりました。二台目の自  
動車も既に車検の時期にきまいるのでございます。  
こからの状況を考へると必要ならば一台では乗用車  
が不足する。そういう状況によりまして、今度乗用車  
を購入いたりたいというものでございます。

次に投資及び出資金でございますが、こはけただ今  
申し上げました内線に要する債券の割当ござい  
ます。

次に営繕費におきまして、十五万お願いたして、  
こはけ市民課で必要な住民登録に必要なカード  
を保管するためカウンターの下にロッカーを設け  
る費用でございます。

次に消防費において十五万追加をお願いいたしまして、十五万の内訳は消防協会、館山支部交付金でございます。これは前団長の消防団葬のたまたか金五万円、県下支部長主任会議が当市が当番の関係上、ここに負担金をお願いいたしまして、大会を円滑に行う計画でございます。

建設課長(新井重助君)四款土木費について説明申し上げます。今回四百八十九万円の追加でございますが、このうち道路橋梁費は六月の長雨によります路面の破損その他がございまして、碎石の購入が二〇〇立方メートル以上に及んでおりますのでその費用といたしまして八十万追加をお願い致しまして、新設改築費九十万円、施設費五十万、補償金及び補填金四十万、これは過去の議会におきまして

那古の釜屋の角から那古の港の下りです。那古港  
線の改良事業でございしますが、これも二年前から  
土地の取得、その他につまます。地元にも協力を  
お願いいたしまして、今回地元も非常に  
熱意をもちまして土地の取得が容易になりました  
なお、それに伴います家屋の移転が四戸ございまして  
これも快諾をいただきました。たうで今回は用地の買  
収と家屋の移転、その他地上物件の移転といたし  
まして、今後の改良工事をやりたい。かように考えま  
す。九十万の追加をお願いする次第でございします。  
河川港費におきまして、三百十九万の負担金で  
ございしますが、これは富崎港におきまして、当初一  
千万を見込んでございまして、六百四十万円の工  
費の増額になりました。たうで、さう三割といたし

まゝ二百四万円で市の負担でございます。

船形港でございますが、当初二千万円の予算定めてございまして、今回二千四百万円の決定になりまゝ、四百万の増額になりました。二割五分百

万円が市の負担となります。なお富崎の県営事業

業が三十万円増額になりまゝこの半分が地元負担

金、合計三百十九万も願いました次第でございます。

四項水道費におきまゝ施設が古くなりまゝ

修善が相当かかりまゝで当初の三万円を使い

果たさへした。今後なお修繕の見込みがござい

ますので負担金の方から五万円更正いたしたい。

かように考えまゝ願いました次第でございます。

失業対策事業費でございます。十二万六千円追

加お願いすることでございますが、道路橋梁改良工

専費の中で施設費で七万円、補償金及び補めん金  
で二万円、当初見込みより費用がございすか、その  
後測量いたしました結果、土地購入費にないで七万  
円地上物件その他補償料で二万円不足を来たし  
たので今回追加お願いいたすわけがございす。  
需用費におきまして旅費三万六千円、これは西岬の  
法田線の改良工事に通勤いたします失業者の通  
勤旅費でございす。今まではトラックで輸送して  
おりました。道路交通法の取締りが、嚴重がご  
ざいます。違反行為をいたしたくありませんので延  
人員六〇〇人一日往復六十円の費用がかかりますの  
でバス代として三万六千円追加いたしました。以上  
でございす。

庶務課長(鶴沢貫寛君)第五款教育費について説明

申し上げます。

今回百七十四万九千九百円を追加お願いいたしまして、  
教育委員会費におきまして需用費三二節負担金  
補助及び交付金で二十万円を更正いたしまして、  
先般当市において南催いたしまして、大町東プロック  
放送教育の大会負担金に当<sup>初</sup>予算三十万予  
定いたつてございしますが、こゝが十方で済みまして  
ために二十万円を更正して追加財源としてわけ  
ございします。

学校教育指導費の吏員給十九万五千六百円指導  
主事給料でございしますが、こゝは当初予算におきま  
しては、初任給教員の額を計上いたつてございま  
すが、県との交渉がつきませんので指導主事の  
割当がどうしても取れませんので、規現在の佐野

指導主事を本市の私員として採用いたしまして  
ための不足額でございます。

小学校費におきまして、備品費で四十九万六千円、  
教材費が十九万八千円、これは国庫補助の増額に  
よりますための追加でございます。特殊学級器具

費十八万円、これも今回国庫補助が決定いたしまし  
たための追加でございます。国庫補助は指定校北

条小学校と船形小学校に各七万円づつ決定いたし  
まして同額を市費で計上いたしまして。当初

予算で十万円計上してございまして、今回その  
差額十八万円をここに計上してわけでございます。

館山小学校の備品費一万八千円、これは歳入の亦  
に計上してございしますが、使用に耐えられなくなりま

したピアノを払下げしまして、今回オルガンを買お

うといふためのものがございます。理科の器具費  
十万円、これも国庫補助の額が増額になりました  
ために、ここに追加計上したものでございます。

三九節扶助費が十万六千五百円、準要保護児童  
教科書購入費、修学旅行扶助費、学用品扶助費  
等、これも昨年に比べまして今年増額されたための  
追加額でございます。

中学校費におきまして、備品費で二十七万八千九百円  
理科器具費十五万円、これも小学校費と同じよう  
に国庫補助の増額による追加分でございます。

教材費十九万、これも同じでございます。放送器具  
費六万千五百円を更正いたしまして、これはその  
下の工事請負費に更正いたしました。二中の放  
送室を改造したための費用でございます。

扶助費々十四万二千二百円、これも小學校と同じよ  
うに今回國庫補助金が増額されたため追加分が  
ございます。

高等學校費におきましても、六十四万九千六百円の追加  
でございます。吏員給で四十万五千円、給料で八千  
百円、これは、県におきましても、昨年年度赤字解消  
によりましても、県下教取員に対しても、三二年以降  
採用の教員に対しても、一ケ年ケ短縮、それ  
以外の取員に対しても、三ケ月短縮の措置  
を取ったわけがございしますが、本市におきましても、  
財源の關係で、一応さうまゝ見送りになつておいたの  
でございしますが、市の方にお願ひしても、今回県と  
同じように昨年四月一日にさか上りましても、三二年  
以降の取員八人、それ以外取員に対しても、三

が月短縮の措置を取ったわけでございます。これに  
違いたしましては、一番最後に十三款諸出金の中の六  
項過年度支出金で二十万一千円計上してござい  
ます。これは三六年度の分でございます。

諸手当で四万二百円を計上いたしまして、先般退  
取いたしまして事務長の退取手当でございます。

取戻厚生費三万五千三百円、これは昇給に伴う  
恩給組合負担金、共済組合負担金でございます。

需用費で十六万一千円、食料費十六万一千円、こ  
れは夜間生徒の給食費でございます。現在ミル  
クの給食を行なっておりますが、今回国の方の補助規  
定によりましてパンの給食も可能になりましたの  
で九月パンの給食を行いたいと思っておりますため  
費用でございます。

娯楽費が三二節補償金及び補てん金で三十二万  
九千円計上いたしましてだが、これは土地購入に伴  
います離れ補償料がございまして、これを土地購入  
費の方から社会教育費で青少年健全育成費と  
いたしまして消耗品で一十五千円、印刷製本費で五  
千円不足しまして、これを若干の更正いたし  
ました。青年学級で需用費の備品費で二万円  
教材用器具費を計上いたしまして、これは今回  
回庫補助金が増額されたための追加でござい  
ます。体育費におきまして、九節賃金で二万五千円臨時  
用入料を追加いたしまして、これは先般プールの  
の看守人がけがをいたしまして入院いたしまして、  
ために、そのかわりとして臨時用入を雇ったわけが  
ございまして、これを青年学級費から更正し

に充当いたりました。以上で教育費の説明を終ります。

。福祉事務所長(長谷川広治君)社会及び労働施設費について申し上げます。

三項の見直し福祉費におきまして、二百二十九万二千円計上いたりました。これは二入節の施設費といたしまして、さつき中審議いたたきまして、ユースホステル用の敷地関係の払下げ、資金と一附近の評価額を参考にいたしまして、四十五万計上いたりました。

児童措置費といたしまして、百八十四万二千円計上いたりました。これは過ぎた四月七月にそれぞれ単価の改定がございまして、現在措置してあります児童の数から考えまして、年間の不足額と思わ

れる数字でございます。総額が八百三十六万五千二百円、年間約七、五〇〇人のお子さまをおあずけする。こういう予定でございます。

保育所費として百二十六万四千二百円計上いたしまして旅費として現在まで支出額から考えまして一年末まで約二十万円不足額を出す予定でございますのでその額を計上いたしまして。

需用費として一節の消耗品費五万二千五百円、二六節の原材料料費十九万七千七百円は支給ほど、併し説明申し上げました四月、七月の基準改定によりますもの国で定めますさかぞかの期限内に照らし合わせまして不足額を計上いたしまして、二四節、工事請負費として百万円計上いたしまして、これは、船形地区にあります東京都の

付属の幼稚園が今年一ぱいで廃園ということになり、すすめぞこに現在預かっております約五十名の園児を本年四月に開設いたしました船形保育園に収容いたしたい。こう考えまして三万六千円程度の単価で二八坪を予定いたしまして二百万円計上いたしました。

福祉事務所費として五万四千円計上いたしました。賃金として五万円、こまは取員が一入やめまいたが、正式の取員が配置になりませんので臨時用人で現在やっておりますのでその賃金でございます。それから、原付自転車の燃料として四千円。九項の社会事業費として十萬計上いたしました。こまも先ほど審議をいただきました民生委員の島依治氏よりの民生金

庫の事業委託費として計上したわけでございます。  
二項災害救助費として五万八千七百円、これは三  
宅島の学児疎南の受入れ関係、それから、帰島  
に要した費用でございます。それから、それから消耗  
品、食糧費、通信運搬費、工事請負費、付託の部  
分によりまして、総額五万八千七百円を使用いた  
したわけで、今回計上したわけでございます。

二項国民年金事務取扱費といたしまして、三二  
市の負担金、補助、及び交付金、それから一万二千七百  
円計上いたしました。これは、郡市で国民年金事務  
研究会というものが作られています。それに、釧山市も  
加入をいたしまして、おるわけでございますが、三十七年度  
の研究会の負担金につきまして、通知がござい  
ましたので、一万二千七百円を計上いたしましたわけ

ごまごましています。その財源といたしまう旅費を更正のためけごましています。

・厚生課長(伊藤幸太郎君)一五項厚生接護費ごましています  
が五十三万八千余円の追加ごましています。そのおもな  
ものといたしまう、工事請負費におまう、五  
十二万円の追加で附記にごまいますように忠霊塔  
の建設工事費の追加ごまいます。既存の二百  
万の予算がごまいますすけいどもそいかに加えまう  
いろいろやつま参考した関係で最後に五十二万円の  
不足が生ずる予定ごまいますのでお願いた  
します。この五十二万の中には、基礎工事分も入  
つまあります。なお五十二万円の負担の問題ごま  
います。これは収入の関係とも関係するわけ  
ごまいますすけいども、一応中説明を申し上げ

おきたいと思ひます。

忠霊塔の建設工事につきましても、遺族会の各  
役員の方々が、市側と大小にかかわらず、すべ  
る相談をいたしまして、今日まで進められたわけ  
でございます。たまたまその相談の節に二百万円  
の規定の予算を超過するようになる場合には、市側  
と遺族会側ともちよりまして、捻出しようじやな  
いかというふうな話も合ひも出まなつたわけござい  
ます。でありますので、今回の五十二万の追加の分  
につきましても、遺族会の役員の方々とも、とくと  
相談申し上げまして、そのうち二十一万円を遺族会  
の方から、市側に申請をいたした。このように役員  
会の席上におきまして、皆さまの方の申請を  
得て参りまして、収入の寄付金の中に二十一万円を予

定一マございますので、そのまゝお含みの上、お願いいたしたいと思います。

次に第七款の保健衛生費でございます。そのうちの隔離病舎費、こゝに四十九万九千二百円の追加をお願いするわけでございます。こゝは組合への隔離病舎の籠山市分のみ分担金でございます。分担金の額が今回工事費の増加によりまして、六十二万四千円の追加をお願いしなければならぬというふうになりまして、そのうち八割、即ち四十九万九千二百円を本市の負担金として追加をお願いいたしたいと思います。

併参考までにどうしように、追加を並べたかということにつきましての概略を申し上げてみたいと思います。

まず、隔離病舎の工事のうち、焼却炉の工事のござ  
います。これが予算におきまして、十六万五千円  
を当初見込んだわけですが、すけれども、二万四千  
円の不足を生じたわけでございます。それから排水  
工事と内の扉、これらの工事におきまして、三十三万円  
を当初見込んだわけですが、すけれども二十二万  
円の不足ということでございますが、非常な多額の  
不足でございますけれども、これは当初見込みまし  
た排水工事の關係でございます。最初は単に暗  
渠排水の程度考えたのでございすけれども、實際  
に工事を始めると見まして、ところが、非常に水量  
が多くございまして、なかなか安直な暗渠排水程  
度では、水量をかひいさかひない。こういう結果が出て  
参りました。それでせつかくの水をただ捨てるのみも

つたいないといふことで、これを貯水槽を張りまゝに  
雑用水に使つたらどうかといふような計画変更を  
いたしまゝに、さうふうに取り運んだわけでございます。  
従いまゝ、今申し上げましたように二十万円の不足  
を生じますので、今回お願いいたしたいといふわけ  
でございます。

それからガスの引込み工事、水道の引込み工事が一  
五千万程度不足を生じました。さらに大災報知機  
これが二十五万円の新規の工事でございます。当初  
見込んでおりませんで、たけかども消防関係の法律  
等の関係から或いは消防関係の指導の面から特  
に公共建物であるので大災報知機を是非つけろ  
といふことでございまして、新規に二十五万円の経費  
をもちまゝ、隔離病舎に大災報知機をつけることに

いたらないわけでもございませぬ。かようないろいろな不足を生じましたので今回、六十二万円余の追加をお願いいたします。このことになりまして、本市の負担分四十万九千九百九十九円とございませぬ。

以下、火葬場費、環境衛生費でございませぬが、特に環境衛生費におきまして八十万円の追加でございませぬ。これは例年行なっておりませぬ。夏場の殺虫剤の購入費でございませぬ。当初、二百万円予定してございませぬけれども、希望者が多くございまして、八十万程度不足を生じたのでここに八十万をお願いしたわけでもございませぬ。

次の清掃費のうち、賃金におきまして、六十万円余の更正をいたしました。これは作業員のうち、運

転守の分が当初作業員の賃金と一々計上  
したのでございしますが、本年当初におきま一々  
新規採用で正式の運転手と一々採用になりま  
したのでその分が余ったわけでございます。  
それを更正いたしたわけでございます。

次に主なものといたしま一々。備品費の更正で  
ございますが、これは当初四百万円予算をお願  
いしたのであります。その同額の起債を申請し

たのでございしますが、たまたま半額の二百万円  
のフリーが参りませんので従いま一々。当初予定  
いたした四台の購入が不可能でございす。そ  
ういう関係で今回は三台に購入を減らしま  
一々。この関係で、その分を更正したわけ  
でございます。

あとの原材料、負担金補助、及び交付金、その  
他は

附記にある通りでございますので、承願いたします。  
と思っております。

・農産統計課長(吉田耕一君)産業経済費につきましても、  
中説明いたします。

産業経済費の今回の追加額は、四百七十八万余で  
ございます。

農林関係につきましても、三百二十八万九千円をお  
願います。

園芸振興費でございますが、百五十万円をお願いた  
します。

二二節の委託料の二十五万でございますが、淨菜の  
需要が大幅にふえまされたというふうな関係から、  
一から、農業労力が不足するおそれがあるというふうなこ  
とから、農業面積を拡大することができないので

除草剤の展示試験、並びに施肥の展示試験とい  
うようなものを設けまゝ本年度皆さんの実施設  
階に移す前に一応展示実験とまゝこの栽培地域  
に委託をいたしたい。かように考えまゝ三万七千円  
を計上いたしなわけでございます。

次に房洲いちごの名声は東京市場にいたるも一  
番だというふうなことになるわけでございます。  
だんだん増収の一途をたどつておるわけでございます。  
なお一歩進みまゝ早出のいちごの栽培を企画  
しておるようなわけでございます。これにつままゝ  
石垣いちごの試作をやつてみようというこゝにたつ  
たわけでございます。害虫の防除の経費を設け置  
いたまゝ、これを実施いたしたい。かように考え  
まゝ、いちご栽培組合に委託いたしたい。このように

考えるわけがございませす。

次に房州さらまめで東京市場に親しまつたわけ  
でございませすが、年々原種を大阪方面から移入し  
おつたわけがございませすが、原種の値上りというふうな  
関係からいたしまし、労力の不足等からいつま、とう  
まい栽培利潤が合わないうふうな結果をこわす  
わけがございませす。こつた事態を打破するため  
に本市地域内におきましても、原種の採取がでら  
るだらうという見通しをたつたわけがございませす。  
分所等の指導等に基きましまし、本年度原種  
の試験費を設けたい。こつたに考えましまし、高  
地域を予定してあります。委託いたしまし、こ  
の原種の試験をやつたみたい。こつたに考えま  
し、こつた十五万円お願ひしようというものがございませす。

合めせまう。二十五万円を委託いたしう。お願い  
いたすわけでございます。

三二節の負担金補助、及び交付金でございます。

八十万円。これは果樹園の配管モデル施設の設置事  
業費の補助金でございます。沼地域におきまして

大体、六町余の田地のびわ園がございます。さうび

わ園の老朽化を防止するためいろいろの防除、或い

はまた灌水というふうな面がきりめり完全に行為

をいたしう。長く保持できるびわ園にいたたい

こう考えまして、果の方との結一合いもござい

ので、ここに八十万円を支出いたたい。かように

考えるわけでございます。総工費は大体百三十

万程度でございます。さのうち、八十万円をこの

予算に計上したのをございます。が、八十万のうち四十万は県の補助、残りの四十万は市費補助といない。まゝ残りを受益者負担といない。まゝモデル的に実施して見たい。かように考えるわけがございます。

畜産奨励費でございます。百三十四万六千円でございます。三二畝の補助金でございます。が、これは飼料作物の依付転換の促進事業費といない。まゝ果にならば、こゝれに対する機械器具の購入補助があるわけがございます。この購入申請につきまゝは、各地域ごとに申込みがござい。まゝ、稲刈機が一ニ台、カッターが一三台、乾燥機二台、合計いたして、二台という申込みが。まゝ、果に申請いたして、この費用

といひまして六十万円補助があるわけでございます。この六十万の補助と合わせまして残りの七十四万六千円を受益組合の負担といひまして、寄付金に受入れまして、金額百三十四万六千円を組合に補助金としてこういふ機械の購入を、一、二、三、四の促進事業を実施して参りたい。このように考える次第でございます。

次の農林振興費でございますが、十万円は負担金補助でございます。館山市の農業近代化資金の審査委員会がございまして、現在近代化資金を利用する額が二千三百万円程度でございます。なお、こういふものを今後出まるといふふうな関係からいひまして、十分な検討と事故のない并済の審査をして参る関係から審査委員会に必要な経費

といたしまして、二万円お願ひしようというものがございます。

次の農業構造改善に伴いますところの第一の着眼でございます。一市町村一農協という国、県の指導方針に基きまして本市におきましても館山市の七つの農協を今後早急に合併の段階まで推進して参りたい。このように考えまします。本市の合併の推進委員会に対してまことに必要な経費といたしまして補助金八万円をお願ひしようというものでございます。

次に三項の土地改良費でございますが、さううちの林野整備費におきまして、三十二万九千九百円でございます。このおもむきもつぎまします。工事情負費の三十一万九千円余でございますが、こ

小は、神余越地原線の新道の石積みの補強工事と  
いたしまして、完全な道路にいたらないというもの  
でございます。なお、長さが一メートルの両側で  
ござります。高さが平均にいたしまして五・四メート  
ル程度でございます。

次に六項の農業構造改善事業対策費でござ  
ります。四十万円、一日の計画樹立推進費十  
万円でございますが、補助金といたしまして本市  
の農業構造改善事業協議会にお願いたしま  
して、いろいろ未端の盛り上る力にふたつた今後の構造  
改善事業計画を立てて参りたいと考えまして未  
端の一つの代表機関でござります協議会にこの援助  
の援助をいたしたい。かように考えらるわけでございます  
次に需用費で三十万円、これは農業構造改善事

業を主としたしまし、未端からの盛り上る計画  
の収拾、或いは促進というふうな面に必要な消  
耗品、燃料その他特に必要な実施計画等にす  
ますところの印刷製本費等、必要額をここの計上  
いたしました。大体以上が今回お願ひしようとし  
る追加額でございます。先ほど申し上げました  
三百二十八万九千円のうち二百六万六千円が、国、県  
及び寄付金にまゝります。財源といつても残り  
の百二十四万四千九百円、これを一般財源からお願ひ  
いたしまし、本事業を完成いたしたい。かよう  
に考ふる次第でございます。

次に十款の統計調査費でございしますが、これは市  
民所得の推定調査を行なつておるわけでございま  
すが、なかなか人員の不足等にまゝり、今回

臨時用入をお願ひいたしましませ。市民所得の推定を早急にまよめたい。こゝろように考えましませ。臨時用入の賃金をお願ひいたした次第でございませ。

・商工水産課長(羽山房雄君)七項の商工費につぎましませ。中説明いたしませ。

今回、銀座振興会のほか、七つの商店街におきましませ。一三五灯の水銀灯の街路灯を設置中まございませ。

これに対し、一灯当り一万円、の合計百三十五万円の補助金を交付すること、いたしましませ。商工費におきましませ。百三十五万円計上いたしましませ。

次に八項の水産費でございませ。今回、追収をお願ひいたしましませ。十五万円でございませ。

これは相済漁港の船ひろ場へ排水路が相当以前から破損してありまして、この工事をすることになりまして、この工事はコンクリート工事をもつて幅をマセンチ、長さ四メートルの排水路でございます。

なお、これに伴う地元負担金を五万円歳入に計上してございまして。

・総務課長(山口実君)財産費について申し上げます。

工事請負費でございます。北条海岸に市営の警察寮取員の住宅が二棟ございます。その二棟の垣根が非常にこわれまして、あとかたもない状態でございますので、この補修のため四万円をお願いしようというものでございまして。

三三節 保険料でございますが、これは今回消防

車はじめ 新規購入予定の各々の自動車、保険料でございませう。

・選挙書記長(大嶋重義君)選挙費について申し上げます。

選挙管理委員会費で四万九千円お願ひ下さい。これは負担金でございませうが、明細は附記の通りでございませう。

選挙啓発費でございませうが、二万八千円は選挙啓発に必要な事務費の追加分でございませう。この明細につきましては附記により申し承願ひます。三項の参議院議員選挙費でございませうが、五万九千円、このうち旅費が三万円、委員の視察旅費と云うこととございませう。

需用費でございませうが、このおもひものは報償費九千円、参議院議員選挙の投票成績のよい区を

表彰するようになつて、この國から、指示により、まゝ、賞品  
代に充てようというものでございませう。 備品費、三万四  
千円、投票記號を金屬のものにするために、ここに  
計上するわけでございます。 ところが、財源でございます  
が、二、三節の借料、原材料費で三万四千円、更正財  
源を得たものでございませう。

五項の知事選挙費でございますが、これに十八万  
八千六百円の追加でございますが、このまゝのもの  
は、職員手当の十四万六千六百円、当初の予算で  
は、知事選挙は、平日執行ということでございます。一  
たので、さうやうに措置したものでございませうが、先  
だつて、県の方から、知事選挙は、日曜日に執行と  
いう線があるから、さうやうに予算措置をするように  
というわけがございませう。日曜日に投票事務に

従事する取員の超過勤務手当をここに追加と  
す。計上しにわけでございす。

消耗品の四万円でございます。これは、公明選挙ホ  
スターを設置することになりましたので、この掲  
示板の資材費が二十カ所分で四万円必要でござい  
ます。

食糧費は投票、南票事務従事者の食糧費でござ  
いす。

第二項、第三項の追加分につきましては、全部、国  
庫委託金。

五項の知事選挙費につきましては、県の委託金  
で、それぞれ全部まかなうことになりましたので  
片了承願いたしたいと思います。

・ 税務第一課長（高木哲三君）一三款諸支出金のうち

徴税費に ついて 申し 上げ ます。 六十四万一千円 の 追加で  
ござい ます。 報酬 で 一万六千円、 三十九年度 の 土地評  
価が え の ため に 必要 な 土地 の 評価 補助 員 の 報酬 が ござ  
い ます。 二十人 分 を 見込 ん で ござい ます。

賃金 が 三十八万五千円、 土地 の 調査 など する ため に 各  
行政 区 ごと に 協力 員 と ども 申し ませう か。 そうい う  
方 を お願 い いたし ませう。 一日七 百円、 五五〇日 分 を  
見込 み ませう。

備品 費 の 二十四万 円。 こゝは、 原付 自転車、 今 まで  
五〇〇 と 五五〇 が ござい ます が、 今 度は 一五五〇 を  
二台 購入 する 予定 が ござい ます。 こゝは 調査 に 行  
き ます の に 二人 乗り で 行く 関係 が カゝ 強 い 方が 安心 し  
い ける と い う こと で 二台 分 を 願 い いた わ け が ござい ます。  
。 総務 課 長 (山口 実 君) 過 年 度 支 出 金 に ついて 申し 上げ ます。

統計二十万一千円計上いたりました。付記の通り  
館山高枝の取算に支給する額でございます。

歳出合計五億一千五百六十三万五千四百二十円。

次に歳入に入ります。

一 敷市税においまして千五百五十三万七千五百円計上い

たりました。この内訳といたしまして、市民税千十

八万、たばこ消費税で五百三十五万二千五百円お願

いたしまして、これはいずれも増収見込み予定

のもうをここに計上したわけでございます。

次に五款分担金及び負担金について申し上げます。

二十一万九千六百円の減額でございますが、これは当

初予算にありまして、予定額より歳出の状況

が、この程度減額したわけでこれを更正しようとい

もつてございます。

次に六款使用料及び手数料でございます。

保育料と一三万円計上いたしましては、これは保育料料率改正によるものでございます。

七款在庫支出金において、総額三百四十一万四千七百円、計上いたしまして、これは、各項目付託にある通りいずれも増額にわたるものでございまして、歳出で説明いたしましたものでございまして、

八款県支出金について百四十五万二千二百円計上いたしまして、料率改正等による増額分でございまして、次の県補助金で九十九万五千六百円お願いたしまして、これは、各節にございまして、県からの補助金でございまして、

次に九款、寄付金で二百五十九万一千円計上いたしましては、これは、いずれも各節にある説明の通り

リがござります。

一ニ款雑収入でござりますが、こゝは、館山小学校のピアノの売払い代金でござります。それから生活保護費の前年度収入等でござります。次に十三款市債にもまゝ二百萬減額いたしました。こゝは、歳出で説明うござりました清掃車の起債額の二百萬の減額でござります。

以上歳入追加額二千七百十二万七千二百円、歳入合計五億一千五百六十三万五千四百二十円、歳入歳出差引の残金なし。

・保健課長(神保啓次郎君)六七号議案についてや説明申上げます。

歳出第一款の市役所費、需用費が一万五千円をお願いいたしました。こゝは自転車の備品が不足を生

トまゝしたのでお願いするわけがございませう。

二款、保険給付費、三項の葬祭諸費十月一日から葬祭費を増額したということと、負担金補助金と一、二十一万計上いたした。育児諸費が四万二千円、これはやはり先ほどお願いしたものとございませう。

歳出合計八千四百五十一万七千三百円になります。次に歳入がございませう。歳出で申し上げました財源は、九款繰越金、前年度繰越金をもち、これを充当したいと思ひます。十六万七千円計上した次第でございませう。よろしくお願いいたします。

議長(山本昇君)以上で当局の説明を終りました。本日の会議時間は議事の都合により一、二、三、あらかじめこれを延長いたします。

暫時休憩いたします。

午後五時二十分 休憩  
午後五時五十分 再開

議長(山本昇君)休憩前に引き続き、会議を開きます。  
議案第五六号及び五七号に対しまする質疑を行います。

一六番(遠山ヨネ子君)環境衛生費の薬剤ですが、これは毎年同じように追加更正がありますけれども、これはどの方面が一番多く薬剤が使われているか、それから環境衛生促進協議会負担金というものがありませんけれども、これはどういうものか、お尋ねいたします。

厚生課長(伊藤幸太郎君) この薬剤費でございしますが、これは例年夏になりましてハエ蚊の撲滅運動の殺虫剤でございします。本年度は個人的なもうけになるべく避けまして、部落町内会、或いは婦人会等の団体、そういう大きなグループへ利用を指導して参ります。おるわけでもございしますが、この薬剤費は当初予算でもや説明申し上げましたように、市におきまして四割一を補助いたしまして、四分の三を実費徴収金でいたしまして、薬剤の購入代金に充てているわけでもございします。町内の組織の問題とかいろいろなことでも多少そういう面はあろうかと思ひますけれども、大体市内一般に全部出さるはずでございします。それから協議会や負担金でございしますが、これは新たに六月に県下の清掃事業の延

進のための集りを県下全部の市町村で結成いた  
 ーまー、発足ーたわけがございませうが、さへへの負  
 担金とー、三万円追加をお願いーたわけがございま  
 す。

・一六番(遠山ヨネ子君) 前は市にダスターやなんかがありま  
 ー、非常に蚊はえがサナクなつたように思つたので  
 すけれども最近またどこか地区に行つても蚊が多い  
 ので薬剤販布についてもう市の方で指導的  
 にやつたならばもっと効果が上るのではないかと思  
 うのですが、いつも言う市長さんはいいお話だ  
 といつて下さるうですが、実際におつたほどにや  
 っまいだけない。

それから、環境衛生促進協議会負担金というもの  
 についてもうサー、具体的に……

。厚生課長(伊藤幸太郎君)先ほど申し上げたように六月発行  
したばかりでございしますが、目的は県下市町村全部  
参加しての清掃事業の促進をはかる。即ち今  
向題になつております、一、灰処理場の建設の向題或い  
はゴミ、塵芥の処理の向題、焼却場の向題、これら  
のいろいろの向題を総合的に研究をしてさらに場合に  
によりまゝは協議会の名前をしちまゝ、厚生  
省、さういつた方面に働きかけをしてしようというふうな  
目的で結成されたわけでございます。

実際の活動につきまゝは二回ほど現在まで  
会合をもつておりましてけれども、今年一上げ  
まゝ一たように六月早々でございまして、効  
果的な事業というものはございませぬけれども  
順次、さ小らの目的に向つていろいろの仕事を

ーで行こう。そういった意味で、達成されたわけでも  
ございません。

さっきのダスターの由題でございしますが、これは保  
建所の指導等もございまして、三年ほど前まで  
はD・D・T粉剤を使いまーるやっま参考<sup>アリ</sup>ありま  
した。ーかーながら、最近に参りますと、専断  
的にはよくわかりませんが、D・D・T粉剤の效果  
さういうものが、非常に薄小マキマキあります。

低抗性が出まきたということと、それだけ費用を  
かける効力が薄小マキたということが一つ、さか  
ら、大むね、蚊の撲滅ということが、単に市役  
所だけの仕事とーるやるよりも、むしろ、各個  
人々々が、決心をもつて、できるだけ皆さんで、一  
緒にやっま行くことの方が、効果的であるというふうな

ことから、今申上げましたように部落とか、婦人会等の団体とかそういういた集りの共同作業とて葉を幹旋一マやつてもらおう。敷布につまき一マは市の方で電動の噴霧器を二台購入いた一マいた、それから、手動の噴霧器を二台ほど用意いた一マ一マ、一マづまるだけ利用一マいただくようにやろう。おるつもりでございます。

・二九番(萩生田七郎君)商工課長さんにお伺いいた一マ。商工費街路灯の建設補助金一灯にいつ一マ、一万円一灯、どの位かかっただおるのか。

・商工水産課長(羽山房雄君)お答えいた一マ。す。今回設置いた一マ、す。水銀灯は、那古商店連盟で設置一マ、す。三マ灯が一マ、ワットでございます。こは、一灯にいつ一マ、二万九千九百円、それ以外一

銀座振興会、長須賀商業会、下町商店会、  
中央商店会、こゝらの商業会で設置しております  
水銀灯は二五ワットで一灯が二万二千二百円、  
この一三五灯の総体の経費が四百二十七万八千円  
でございまして、こゝを平均いたしまして一灯あ  
たり三万六千六百八十八円になつております。

・二九番(萩生田七郎君)財産費についてお伺いしたいので  
すが、財産管理費工事請負費の四万円の警察取締  
員、位定の修理費のようございまして、警察取締  
度の改革に伴います。こうして段階であらば、  
果に寄付した方がいゝのではないかと思ひますが、  
こゝに対しては当局の考えを聞きたいと思ひます。  
・助役(小出武男君)この建物につきまして、昨年から  
市が引きついでことは、昨承知かどうかと思ひます。

実はあの時分にも県の方に寄付の意見があったのでございしますが、これは各市町村とも県は引き受けたいで、いいことか、悪いことか知りませんが、一応自設体でやってみようという形式を取っているのが、館山市だけを受けられるわけには、いかないから是非お願いをするという事で受けられているわけでございます。お説の通り理論から行けば県でもつまもらうのが、妥当だと思えますけれども現状がさう段階にいかまなりましたことを申し上げます。

・三四番(松本藤太郎君)一般会計の歳入市税の市民税ですが、これは大分大きく一千万余の追加更正がまかまおります。

三千七百九十五万五千円ですか。当初予算のときからに昨年より暮れですか。地方税法が改正になった

時に旧法と新法では二千万余の増収が予想されるのでお伺いしたいのですが、その時には当局ではわかりがない。こういうことであつたのですが、そういうことが事実であるならばこういうた追加更正はないと思うのだがその点をお伺いしたい。何故にこのういふ一千万余の追加更正をしなければならぬのか。

・税務第一課長(高木惣三君)も答えていたります。三六年度におきまして各官庁のベース・アップそれから会社さういふところが成績がずつと上りましてそれが一番の原因でございます。

総所得金額で行きますと三五年度の総所得金額と三六年度分の総所得金額では五一%も増になつております。そんな関係で一千万余の誤差が

できたわけですが、三五年度分り十以下  
の所得から二十万、二十万から五十万、五十万から百  
万、この段階別に調べると三六年度の所得につい  
て出て見ましたが、三五年度十以下三七四九人  
ございました。それが三六年度になりますと、五  
六九人、十から二十万の人が六〇二人、三六年度には  
ふえております。二十万から五十万、四二〇人、五十  
万から百万八七人、それから百万から百五十万で三  
五年と三六年度の差が七人ふえております。  
それから百五十万から二百五十万までが、三五年度  
には三人でいたが、それが三六年度には、一人、一  
五人ふえております。こういうふうな伸びがあった  
ので一千万余の誤差が出たわけですが、三五年度

・三四番(松本藤太郎君)課長さんのお話ですと三五年度

と三六年度との所得に大きな違いがあった。伸びが  
 あったから、こうなつたのだとおっしゃいますけれども  
 もさうどやなく、私う聞いておるのは、旧法と新法の  
 ことをいつておる。ですから本年度からは、税法  
 がかわつた所得税と同じように、総所得を基礎  
 にして、社会保険だとか生命保険だとか、さうい  
 うものを控除するようになった。市民税にさら  
 には給与所得控除、これは所得税と同じ額が控  
 除されるだけけれども、基礎控除になると、所得税  
 より市民税の方が控除額が少ない。市民税は  
 九万一千円しかない。所得税は配偶者控除が九  
 万円あるけれど、市民税は一銭もない。扶養控除  
 だつた。所得税の方は一五万五千元以上が五万円、一五万  
 未満三万円、市民税は、さ小がない。一人だけが

七万円であとは三万円、同じ方式でやるように税法  
がかわつても控除する額が所得税の控除と市  
民税の控除が違つておる。私は素人なりに三六  
年度に払つた所得税旧法です。それを基礎  
にいま旧法にふるところの百分の二を乗じ、そ  
の小均等割の四百円をたせば市民税なんどそ  
うですぬ。ところが今度市でもつて配布した  
令書を見ると同じ三六年度の所得から、今行  
つたように所得税の控除と市民税の控除と違つ、  
少ない控除をいまそれに準拠税率でやると非常  
に違いが生まれる。同じ三六年度う総所得をも  
とにいま所得税が取り小る。その所得税をもと  
にいま市民税が幾ら同じように三六年度の所  
得税を基礎に市民税の課税をいま私は表を

依つたうだけいども六二%増額、三六年度に払  
つた税金と三七年度に払つた税金を比較してみ  
ると倍になる。低額の人はおそらく倍以上にな  
つておるであらう。

さういうことが出たまゝおる。だから、旧法と新法は  
かわりがないうことに間違ひはないかと私は聞  
いておる。伸びは当然つ伸びていきますけれども三  
六年度の所得を基礎に、所得税も市民税  
もやるのだから、同じ基礎にする所得額から控  
除するものが違つておる。さういう数字が出る。  
どうですか、資産表を依つてみたら、議会であんなに  
さういうことをおっしゃる。或いはまたさう聞つて  
報ですか、あつたにも堂々と出たおるのですが、  
さう通りなら結構です。さう、そこに差がある。

要するに六〇%以上も新法と旧法では違う。

かわりが無いというあんたもやってみたらいいでしょう。おそろくという数字が出まくるでしょう。私う言っまっていることが間違っまっているとすべしもう一ぺん考え方をなおします。その点について。

・税務第一課長(高木哲三君)新法と旧法では所得が同トならば税額は大体同トになります。

所得税の二〇%と今年度の基準税率にやった税額では大体同トに出まおります。ただ所得がふえてゐる関係で県民税が二割五分高くなつた。それがございますので、令書の数字は高くなつたおあります。

・三四番(松本藤太郎君)三六年度で新法と旧法でやればいいんでしよう。私は県民税の方は全然ふつ

ない。三六年度を基礎に、マオブション、ワンズでやった場合、百分の二でやった場合、新法の基準税率でやった場合、この二つでやった場合、さういうものが出まってくる。あんたやっただんでしよう。

・税務第一課長(高木哲三君) そんな理由がありませんから、計算マヤリマールたが、大体同じです。基準が違つておるんでないでしようか。

・三四番(松本藤太郎君) 基準というところのことではないか。

・税務第一課長(高木哲三君) その所得税の算出が、昔の算出方法でやつておれば向違はないと思ひますが、三五年度の所得の……

・三四番(松本藤太郎君) 私の言うのは、三六年度の市民税の新法を言つておる。

・**税務第一課長(高木哲三君)** 三五年年度の所得が三七年  
度にかかるから、さういう意味で三五年をやったわ  
けです。

・**三四番(松本藤太郎君)** 私のいうのは、今度の新法による  
ところの本文の基準税率でいった場合を比較  
して見る。さういうわけです。さう、試算表をお作  
りにしていただき、たか・とにか、さしを添って、議会が  
終つてもいいから、さしを配布して貰いたい。さしを  
お願ひしておきます。

・**二七番(鈴木市蔵君)** 市民税は昭和三六年の税を一  
年遅れて三七年で取るか、さしとも三六年度の  
所得を基礎にして税金を取るか。

・**税務第一課長(高木哲三君)** 前年度の所得によそ  
取りです。三六年度の市民税は三六年度の所

得ということになります。

・二七番(鈴木市蔵君)そうすると三七年度にいな人  
を取つておる。こいほどういう意味ですか。一年課  
小ぢらうよくわかるが。

・税務第一課長(高木哲三君)一月一日現在館山市に往  
居を構えておいは三七年度一月以後いなくても  
館山市に納税義務があると思ひます。

・二七番(鈴木市蔵君)そうすると三七年度の税とい  
うもつに對しては三六年度の所得の基礎によつて  
取るわけじゃないですわ。一年課税といふことに  
なるわ。こいほをあとでよく論議いたしましう。

・議長(山本昇君)おわかりいたします。議案第五六  
号及び五七号討論省略原案通り可決いたし  
ますことに申す議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(山本昇君) 中異議なしと認めます。よって所  
案は原案通り可決さふまゝだ。

日程第二〇 議案第五八号を上程いたします。  
(書記朗読)

議案第五八号 資金前渡をなすことのできる経  
費についま

総務課長(山口実君) 議案第五八号について、中説明  
申し上げます。

ここに掲げまあります二項の件につきまゝ、  
従来、資金前渡の方法がなかつたために現金の  
納付に非常に不便を感じたのでござります。

これらの課目を資金前渡をするには、議会の  
の同意を経る。このように地方自治法施行令

一五三條に銘記さしておるのであります。よつて  
議会の協賛を得ようというつもりでございます。  
議長(山本昇君)おわかりいたします。議案第  
五八号原案通り可決いたしますことに決ま  
りまして、議案第  
議ごさいませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(山本昇君)此異議なしと認めます。よつて  
本案は原案通り可決さしていただきます。

日程第二議案第五九号及び六〇号を一括上  
程いたします。

(書記朗読)

議案第五九号 清掃用トラックの購入について

議案第六〇号 清掃用ダンプトラックの購入について

・厚生課長(伊藤幸太郎君)此説明申し上げます。

現在清掃用のトラック三台で作業を行なつてゐるわけでございますが、三台とも中古品を購入いたしまして約二年間やつて参つたのでございしますが、もう相当いたんで参りましてたので当初予算におきまして起債を財源といたしまして四台更新いたということとで予定をしてたわけでございますが先ほど申し上げましたように半額の二百万の起債の許可が小たに過ぎませんのでこの機会に一台をダンプ・カーあとの二台を普通の中型トラックということにいたりたいということとでございます。ダンプ・カーにつきましては作業能率がどの程度普通の自動車と違ふかという一つの試験的にも考えられますので一台だけダンプカーを購入いたしまして能率を上げまして参りたい。購入につきま



中説明申し上げます。

志霊塔の建設につきましてもは先ほどもちゅうと申し上げました様に、遺族会からの強い要望に基きまして、いろいろと進めて参つたのでございます。従いまして、遺族会の方々の希望にならるべくなるべく進めて参つたのでございます。現在まで至

ります。経過につきましては、遺族会の役員の方々とくと、数回にわたりました。打合せをいたしまして、或いは役員の方々と同行いたしまして、既存の志霊塔も二回にわたりました。視察もいたしまして、その形、或いは大きさ等につきましても充分検討をいたしまして、別紙のような形式と大きさに参ります。八幡神社の一角にこれを建たいたいといふことで進めて参りました。

契約につきましては視察をいたしまして、都度、二三  
の会社と懇談もいたしまして、見積り等もあら  
かじめ徴してまいり、いろいろ検討もいたしまして、  
すー、さらに市内の業者の関係もございしますの  
で、その面うち話し合いもいたしまして、結論とい  
うよりも、ここにございしますように、中野組石材工業と  
二百十二万の金額をもつたこの工事の請負契約  
をいたしたいということもございします。仕事は  
債上、随意契約にすりまして、締結したいという  
わけもございしますのでよろしく願っています。

議長(山本昇君)おわかりいたります。議案第六一号  
討論者略原案通り可決いたしますことにや、異議  
ございせんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(山本昇君)「中異議なし」と認めます。よつて本案は原案通り可決の可決いたしました。

おはかりいたします。

只今、市長から議案第六二号乃至第六四号が提出されました。

この際、三議案を日程に追加し、議題といたします。中異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(山本昇君)「中異議なし」と認めます。よつて日程は追加の可決いたしました。

議案を配付いたさせます。

(議案配付)

議長(山本昇君)「議案の配付漏れはございませんか。

——なしと認めます。

議案第六二号及び六三号を一括議題といたします。  
(書記朗読)

議案第六二号 会計機の購入について

議案第六二号 宛名印刷機の購入について

。総務課長(山口実君) 議案第六二号について説明申し上げます。

現在わが国で使用している会計機はほとんど輸入品でございまして、只今まで先進地等を視察いたし、一まゝ使用している会計機はバロス、これはアメリカ製でございまして、

次にナショナル、これはアメリカ製でございまして、

次にルフ、これはスイス製でございまして、主としてこの三つの会計機が日本の会社等に使用されてい

るのでございまして。

これらの会計機を選定するにつきましても、先進地の視察、或いは展示会におきましても比較した結果一番自治体で使われているのがこのバロスでございます。県下の先進地六市町で六、県庁で九、合計二十一台程度が使われております。

ナショナルについては、柏、ルフについては習志野、五井町、こういったデータと、実際事務員が行った見まわした性能等を勘案いたしまして、このバロスに決定したのでございます。

次に議案第六三号宛名印刷機の購入でございしますが、これはやはりバロスの会計機とマッチした印刷機でございまして、これも只今申しまして先進地で多く使用されている。その点の点を勘案いたしまして、ご希望する次第

でございませす。

一七番(志村信作君)追加の予算にこういうものをするという事は、適当でない。当初予算にのせるべきだと思ひませすが、

・総務課長(山口実君)その点でございませすが、市長の議案説明にあつた通り、こういう計画は当初に予定するよう要望があつたのでございませすが、本市の財政事情といふことも、この膨大な額を盛るには、尚早でございませ。一応確定財源を見ても、からといふことで、延ばらなつたわけでございませす。

・議長(山本昇君)おわかりいたませす。

議案第六二号及び六三三号原案通り可決いたませす。ことにやませ議でございませせんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(山本昇君) 此異議なしと認めます。

よつて本案は原案通り可決さしませう。

議案第六四号を上程いたします。

(書記朗読)

議案第六四号 乗用自動車を購入について

・総務課長(山口実君) 議案第六四号について説明申上げます。現在乗用車は二台ございませう。さううち、一台は近く車検等の関係で修理するため工場に行く予定でございませう。此山時期に使える車が一台になるわけでございます。なお先般廃車になりませうたマキユリーのかわりに新しい車を購入するよう計画してございませう。

只今、六三年式でもつて直ちに手に入る車は、グレコ

と日産セドリック二台までございます。もう一台トヨベ  
ットクラウンがございまして、こゝからはずっと先になる  
予定でございまして。この二台を選定研究してござ  
いまして、セドリックの方はやはり形が完全で  
ない。プリンスは最近改良されております。

・ニセ番(鈴木市蔵君) ちよつと伺いますが、いつか自動  
車を購入するときは、傾向一たのですが、努めて一  
年位たったら、車を更新してやりたいというふうな  
答弁があつたんですが、どういうふうな考え方を  
もつておられますか。もう一度。

・助役(小出武男君) 順次更新して行きたいと思ひます。  
期間につきましては、一年という約束もございません  
と思ひますが、予算とくらひ合わせまして更新し  
て行きたいと思ひます。

議長(山本昇君)おはかりいたします。

議案第六四号原案通り可決いたしますことに  
仰異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(山本昇君)仰異議なしと認めます。

よつて本案は原案通り可決さしよつた。

おはかりいたします。本定例会の会議に付議

案の件はすべし議了さしよつた。よつて本

議規則第七條の規定により本日をもつて本

会いたしと思ひます。

こゝから仰異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(山本昇君)仰異議なしと認めます。よつて本

定例会は本日をもつて閉会いたしよつたことに決

定いたります。肉会いたります。

午後六時五十分 肉会

本日の会議に付いた事件。

一 議事日程に同ト

出席議員

山本昇 石井孝

三沢節 小林寅之助

江田徳太郎 鈴木彦太郎

吉田勇治郎 佐野信

嶋貫壯依 安沢徳順

法木嗣郎

嶋田 繁

遠山ヨネ子

志村信作

安西政治

田中忠蔵

北山茂雄

後藤巾之

田中祿郎

吉田辰雄

飯田義男

脇田順一

岩崎靜敬

鈴木市蔵

加藤良太郎

荻生田七郎

長谷川光江

鈴木 孝

山口幸三

松本藤太郎

黒川佐太郎

山口 康

欠席議員

田村喜兵衛

昭和三十七年九月二十七日

右会議の次第を録しここに署名す

館山市議会議長

山本昇

同 署名議員

田中忠藏

同

江田徳太郎

